

岡行革第141号  
令和3年11月24日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・平成24年度包括外部監査	2項目
・平成25年度包括外部監査	1項目
・平成29年度包括外部監査	1項目
・平成30年度包括外部監査	4項目
・令和元年度包括外部監査	12項目

以上

# 平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目	指摘の要旨	措置内容
1	南区役所総務・地域振興課	阿津農業倉庫用地(その2)	貸付契約書が保管されておらず、貸付の経緯を含めて、その詳細が不明。財産の貸付を行う場合には、貸付契約書を締結し、貸付の事実が継続している限り、所管換え等が生じた場合には適切に引継ぎ、管理を行う必要がある。現況調査等により、具体的な状況はまだ明確となっていないことから、今後は周辺住民や町内会への事実確認を進めたうえで、継続して貸付を行う場合には、貸付契約書を締結すべきである。	令和3年1月4日に地元町内会と貸付契約を行った。

# 平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	御津支所総務民生課	旧御津文化センター広場	<p>敷地の更地部分は現在もイベント開催時に会場等として利用され、御津公民館と一体となって利用されることもあるが、進入路と北商工会貸付地の管理を含め、地域の夏祭りへの対応や北商工会への貸付対応等は総合行政を担うべき市長部局（現在は御津支所）が従来から行っている。</p> <p>該当地は御津地域のみならず北区北部地域における一等地で、利便性も大変高い用地であることを十分踏まえることが必要であり、市長部局と教育委員会が連携して地域住民にとって有効な活用方法を総合的に検討すべきである。</p>	<p>当該土地は、御津公民館、図書館、北商工会とそれら各施設の共用駐車場、及び国道に隣接する利便地であり、現在、地域の秋祭り、フェス、運動会等の地域活動用地、隣地公民館の臨時駐車場用地として使用される他、30年7月豪雨の際には災害ごみの集積地としての活用実績がある。</p> <p>当該土地について、改めて令和3年8月に、地域住民にとって最も有効な活用方法の検討のため、連合町内会長及び町内会長等と協議を行った結果、地域活動や防災活動の場所として継続的に利用したいとの強い要望があった。また、地元要望を踏まえた庁内的な検討においても、隣地公共移設と一体となって活用することによる利便性、公園・学校グラウンド等とは用途が異なる災害時の緊急活用等、公共的用途での利用価値・利便性があり、地域に代替できる用地がないことを確認している。このため、地域住民の要望を第一に総合的に判断し、当該土地については当面現状のまま供用することとした。</p>

# 平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目	指摘の要旨	措置内容
1	都市計画課	土地開発公社利子補給金	<p>中島公園用地取得のため、外部金融機関から借入を行っている。借入金の元本返済は、市が用地を買戻した時の代金により行われるため、当該用地が市に買戻しされない限り、元本の返済は行われず、借入に係る利子補給金額の合計は増加していくこととなる。</p> <p>よって市が当該用地の活用方法や何らかの行政サービスを早急に検討し、当該用地を買戻すことにより、公社において買入の元本を返済し、利子補給を縮減させていくべきである。</p>	<p>公社用地について、貸駐車場(平成26年度より)の運営を開始しており、財政負担の軽減に努めているところである。</p> <p>また、公社の借入先についても令和3年3月より外部金融機関から岡山市へ変更しており、利子補給は発生していない。</p>

# 平成29年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	下水道河川計画課	(1) 災害予防 2. 下水道の耐震化(下水道施設の長寿命化・地震対策の推進)	<意見7 津波浸水対策必要施設の計画について> 長寿命化・耐震・津波対策計画表は内部的な資料であり、適時に詳細な見直し修正を行っているものであるため、公表頻度が少ない公表資料との差異が生じているものであるが、長寿命化・耐震・津波対策計画表作成の段階で、適切に計画を立て公表資料との差異がないようにすべきである。	岡山市下水道事業経営計画の見直しを令和3年3月に行い、見直しを図った。

# 平成30年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目1	監査項目2	指摘の要旨	措置内容
1	産業廃棄物対策課	硫酸ピッチ事件行政代執行費用弁償金	(3) 滞納処分(年金の差押え)	年金受給者について、国税徴収法77条及び同法76条1項に基づき年金の差押えの可否を検討し、年金に差押可能金額が生じる場合には、年金の差押えを行い、年金に差押可能金額が生じない場合には、滞納処分の停止を検討すべきである。	滞納者(年金受給者・死亡)の唯一の相続人から相続放棄の申述があったことを踏まえ、滞納処分ができないことを確認した。
2	産業廃棄物対策課	硫酸ピッチ事件行政代執行費用弁償金	(4) 滞納処分(給与の差押え)	滞納者の収入調査を徹底し、給与所得者については、国税徴収法77条及び同法76条1項に基づき給与の差押えの可否を検討し、給与に差押可能金額が生じる場合には、給与の差押えを行い、給与に差押可能金額が生じない場合には、滞納処分の停止を検討すべきである。	滞納者(給与所得者・死亡)の相続人・代襲相続人(計7名)の調査を行った結果、それぞれ相続放棄済、時効成立または所在不明であることが判明し、滞納処分ができないことを確認した。

# 平成30年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目1	監査項目2	意見の要旨	措置内容
1	産業廃棄物対策課	硫酸ピッチ事件行政代執行費用弁償金	(5) 法的措置( 詐害行為取消権等)	売却に対する詐害行為取消権の行使を検討し、可能であれば、訴訟提起のうえ、徴収の徹底を図るのが望ましい。	継続的に財産調査等を行ったが、売却益入金の実態など、詐害行為にあたる事実は確認できなかった。
2	産業廃棄物対策課	硫酸ピッチ事件行政代執行費用弁償金	(6) 行政代執行費用弁償金賦課・徴収マニュアル	代執行の実行前後における、代執行費用回収のための資産調査の徹底、代執行実行後の債権管理の方法、滞納処分及び滞納処分の停止手続選択の見極め、弁護士等の専門家への相談等を行うべき手続のマニュアルを作成し、課内及び他課の参考に供するのが望ましい。	マニュアル作成済。今後も必要に応じて追記する。

# 令和元年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目	指摘の要旨	措置内容
1	ICT推進課、情報システム課	(3)重点調査対象システムについての調査	調達前に投資対効果の評価が実施された情報システムが極めて少数である。	令和3年3月に調達ガイドラインを改定し、職員用グループウェアの掲示板にて公開した。その内容として投資対効果の実施条件を明確化し周知した。
2	ICT推進課、情報システム課	(3)重点調査対象システムについての調査	運用後の情報システムの投資対効果进行评估していない。	令和3年3月に調達ガイドラインを改定し、職員用グループウェアの掲示板にて公開した。その内容として投資効果等、事後評価の必要性について周知した。
3	ICT推進課、情報システム課	(3)重点調査対象システムについての調査	ログイン・ログオフ記録が管理されていない情報システムが相当数存在する。	令和3年4月に情報セキュリティポリシーを改定し、職員用グループウェアの掲示板にて公開した。その内容として、ログイン・ログオフ記録を含めたログの取得や代替記録の保存について周知した。
4	ICT推進課、情報システム課	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	検収方法及びその報告書の作成、保管について適切なガイドラインを作成すべきである。	令和3年3月に調達ガイドラインを改定し、職員用グループウェアの掲示板にて公開した。その内容として検査ポイントや検査事項記録の保管に関する内容について周知した。
5	ICT推進課、情報システム課	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	情報セキュリティインシデントを想定した訓練が不十分である。	令和2年11月に、職員用グループウェアの掲示板により、情報セキュリティインシデントを想定した訓練の内容を全庁周知済み。
6	ICT推進課、情報システム課	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	災害時を想定した訓練が不十分である。	令和2年11月に、職員用グループウェアの掲示板により、災害時を想定した訓練の内容を全庁周知済み。



# 令和元年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	ICT推進課、情報システム課	(1)全情報システムについての調査	マニュアル、研修のさらなる充実について検討されたい。	令和3年3月に調達ガイドラインを改定し、職員用グループウェアの掲示板にて公開した。その内容として、研修等の活用について周知した。
2	ICT推進課、情報システム課	(1)全情報システムについての調査	アクセス記録の保存がなされていない情報システムの割合が極めて高い。	令和3年4月に情報セキュリティポリシーを改定し、職員用グループウェアの掲示板にて公開した。その内容として、ログの取得や代替記録の保存について周知した。
3	ICT推進課、情報システム課	(3)重点調査対象システムについての調査	企画概要書を作成していない情報システムが過半数を超えている。	令和3年に調達ガイドラインを改定し、職員用グループウェアの掲示板にて公開した。その内容として「情報システム企画書」の作成について周知した。
4	ICT推進課、情報システム課、経営管理課	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	水道局等一部の組織については情報セキュリティについて独自の運用がなされている。	(ICT推進課、情報システム課) 水道局独自の情報セキュリティポリシーを策定する方針で決定した。  (水道局・経営管理課) 水道局の独自ネットワークで管理する情報資産に対しては、独自の運用を行っており、この運用を継続する方針である。従って、全庁のポリシーの改定内容を踏まえながら、運用管理の統括及び総合調整を行う独自の体制などについて反映するよう、水道局独自のポリシーを来年度早期を目途に策定予定とした。
5	ICT推進課、情報システム課	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	岡山市教育情報セキュリティポリシーの位置づけが曖昧である。	令和3年4月に情報セキュリティポリシーを改定し、職員用グループウェアの掲示板にて公開した。改定作業にあたっては、情報セキュリティポリシーの適用範囲の規定部分について、教育情報セキュリティポリシーとの整合性などを明確にする内容に留意した。
6	営業課	(15)営業情報システム	情報システム開発にあたっては、所定様式による企画概要書を作成し、情報二課のヒアリングを受けるべきである。	水道局は任命権者が異なる組織であり、企業会計であることから、各種システムの構築・運用、予算編成や執行管理、調達を独自に実施している。このため、全庁の調達ガイドラインの改定内容を踏まえながら、独自の調達ガイドラインを来年度早期を目途に策定予定とした。

岡 行 革 第 1 4 2 号  
令 和 3 年 1 1 月 2 4 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・ 令和 2 年度包括外部監査 721 項目

以上

## 令和2年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
1	財産活用マネジメント推進課		公の施設の点検	公の施設の管理運営に関し、推進委員会において指定管理者の公募・非公募を決定し、(非公募の場合における)指定管理候補者の選定を行うに当たり、候補者である外郭団体の役員を兼任する職員が推進委員会における当該議事に加わることは、各局室マネジメント推進委員会運営要領に違反するので、議事に加わることがないように徹底されたい。	指定管理候補者である外郭団体の役員を兼任する職員が局のマネジメント推進委員会における当該議事に加わることは、形式的には利害対立の要素があることから、参加しない旨の事務連絡を関係課に送付し周知した。
2	財産活用マネジメント推進課		公募手続における問題点	選定委員会の議事を全面非公開としている運用を改め、公開を原則とすべきである。非公開とする場合でも、個別の会議において必要性をその都度判断すべきである。	選定委員会議事の公開非公開について、毎年度判断することとした。
3	財産活用マネジメント推進課		指定管理料	指定管理料の精算を予定している場合、必ず協定書及び管理業務仕様書において精算基準(管理経費の支出基準)を明確にするよう徹底されたい。	各所管課において適切に処理する必要があるため、基準を定める等適切に処理するようマニュアルに記載し周知することとした。
4	財産活用マネジメント推進課		リスク分担表	岡山市マニュアルに掲載された基本協定書(雛形)とリスク分担表(例)の内容には齟齬が生じているので、基本協定書(又は包括協定書)とリスク分担表の関係を整理されたい。	マニュアルにおいて基本協定書とリスク分担表に齟齬が生じている部分については修正し周知を図った。
5	財産活用マネジメント推進課		使用料徴収委託	指定管理者に使用料の徴収を委託する場合には、告示を徹底されたい。	マニュアルに指定管理者の告示とは別に告示が必要なことをより分かりやすく追記し、告示見本も掲載し周知を図った。
6	財産活用マネジメント推進課		備品管理	備品(Ⅱ種)について、指定期間終了後に岡山市又は岡山市が指定する者に引き継ぐのであれば、協定書の定めだけではなく、指定管理者から岡山市への寄付行為として処理し、その所有権が岡山市に帰属したことを明確にすべきであり、その旨を岡山市マニュアルにわかりやすく明記するとともに、岡山市マニュアル[資料編]の基本協定書の雛形及び管理業務仕様書(例)にも整合的に記載すべきである。	備品の所有権に係る事項については、マニュアルに記載しているが、寄付行為が必要な旨についても追記するとともに、協定書(雛形)及び仕様書(例)については齟齬がないようマニュアルに記載し周知を図った。
7	財産活用マネジメント推進課		問題点及び具体的対応(1 モニタリング体制の不備)	モニタリングの具体的な趣旨や確認すべき視点、手続の流れ、実際に確認する際の基準(チェックシートなど)等を定めたマニュアルを整備すべきである。	現マニュアルに手続きの流れやチェックシート等を掲載することとした。
8	財産活用マネジメント推進課		問題点及び具体的対応(2 評価・検証制度の欠如)	市において、定期的に、指定管理者の施設ごとの管理業務を評価する制度、その際の統一した評価基準を整備すべきである。	評価する制度等の構築を図ることとした。

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
9	財産活用マネジメント推進課		問題点 (1 ガイドライン・マニュアル・手引・指針等に関する情報公開)	「指定管理者制度運用マニュアル」その他岡山市の指定管理者制度の具体的な内容及び運用方法が確認できる資料を岡山市ウェブサイトにおいて公表すべきである。	制度の運用方法等が確認できる資料をウェブサイトに公表することとした。
10	財産活用マネジメント推進課		問題点 (2 指定管理候補者の選定過程に関する情報公開)	非公募方式を採用した施設について募集方法決定にかかる推進委員会の会議録もしくは非公募方式を採用した理由をウェブサイト上で公表すべきである。	公の施設の点検事項を整理し、公開する中で非公募理由をウェブサイトで公表していくこととした。
11	財産活用マネジメント推進課		問題点 (2 指定管理候補者の選定過程に関する情報公開)	各施設の選定理由、選定委員会の構成及び審議内容、各応募者について採点結果における個別の項目の得点など、選定過程に関する情報をウェブサイト上で公表すべきである。	選定過程に関する情報について公表すべき項目を整理の上ウェブサイトに公表することとした。
12	財産活用マネジメント推進課		問題点 (4 指定管理者に対するモニタリング及び評価に関する情報公開)	指定管理者に対するモニタリング及び評価の仕組みを確立した上、モニタリング結果及び評価をウェブサイト上で公表されたい。	仕組みを確立し、公表すべき項目を整理の上順次公表していくこととした。
13	文化振興課	岡山市市民会館	モニタリング	施設所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底すべきである。	事業報告書に条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載するように指示し、提出時に確認を行うこととした。
14	文化振興課	岡山シンフォニーホール	指定管理候補者の選定	市民生活局公共施設等マネジメント推進委員会運営要領に従い、推進委員会における本施設の指定管理候補者選定に関する審議の際には、指定管理者の理事である岡山市職員を出席させないよう徹底されたい。	指定管理者の役員である市職員について、マネジメント推進委員会に出席させないよう徹底する。
15	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	モニタリング	施設所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底すべきである。	事業報告書に条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載するように指示した。
16	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設24施設	モニタリング	所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定書及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように改善指導されたい。	指定管理者に対し、条例、規則、協定書及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について事業報告書を提出するよう指導し、改善済み。
17	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール	モニタリング	所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底されたい。	指定管理者に対し、条例、規則、協定書及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について事業報告書を提出するよう指導し、改善済み。

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
18	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	モニタリング	所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底すべきである。	指定管理者に対し、条例、規則、協定書及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について事業報告書を提出するよう指導し、改善済み。
19	スポーツ振興課	政田サッカー場	モニタリング	所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底されたい。	指定管理者に対し、条例、規則、協定書及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について事業報告書を提出するよう指導し、改善済み。
20	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	コミュニティハウスに関する指定管理者の指定について、条例制定・改正とは別個に議会の議決を経していないため、議会の指定議決を求められたい。	コミュニティハウスへの指定管理者制度適用の是非も含め管理手法のあり方を検討するとともに、現指定管理期間の終了時に向けて条例改正を行うこととし、条例による特定(指定管理者)は削除することとした。
21	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	公の施設として設置され、指定管理者制度のもとで運営されている以上は、指定管理業務とそれ以外の業務を明確に区別する必要がある。	手引き等を作成して、指定管理業務とそれ以外の業務を示すなどして、明確に業務を区別して運営ができるよう指導することとした。
22	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	コミュニティ協議会の繰越金の取扱いについて、速やかに検討を開始されたい。	指定管理料に係る繰越金がないことが明確になるよう取扱いを整理し、指定管理業務と協議会が行う自主事業等の収支が区別しやすいよう別枠管理の指導を行うこととした。
23	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	自主事業を実施する場合には、自主事業計画書を提出させ、岡山市の承認を受ける必要がある。	手引き等を作成して、自主事業を実施する場合には、事前に承認を受けて実施することや収支を別枠管理することを示し、徹底するよう指導することとした。
24	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	施設所管課は、事業報告書の内容を精査し、記載漏れがある場合や記載の正確性に疑いがある場合には、指定管理者に対して確認の上、上記条例及び協定書が定める事業報告書の記載事項を正確に報告するよう、指定管理者に対し指導すべきである。	事業(収支)報告書の内容を精査し、施設の管理運営状況等の把握を行うとともに、報告内容が協定書等に定める内容と相違がないかの確認を行い相違がある場合は、修正を求めるなどの指導を行うこととした。
25	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	指定管理候補者の選定	指定管理候補者である外郭団体の役員を兼任する職員が、推進委員会に出席し、委員長を務めており、各局室マネジメント推進委員会運営要領に違反することから、議事に加わらないよう徹底すべきである。	次期指定管理者選定時において、外郭団体の役員を兼任する職員が局のマネジメント推進委員会における当該議事に加わらないよう徹底する。
26	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	施設の管理運営	施設使用料の減免に係る取扱いにつき、速やかに法的問題を整理した上で、適式な手続を履践されたい。	令和3年度の施設使用料の減免に係る取り扱いにおいて、ふれあい公社では仮受付にとどめ、岡山市で減免決定するように改めた。
27	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	モニタリング	事業報告書には、条例等が定める記載事項を全て記載するよう改善指導されたい。	令和2年度の事業報告において、記載事項を全て記載するよう改善指導を行った。

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
28	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	施設の管理運営(介護保険事業の位置づけについて)	指定管理者の指定管理業務がいかなるものであるか、自主事業との区別を含め、明確に把握すべきであり、介護保険事業が指定管理業務であることを協定書及び管理業務仕様書で明確にすべきである。	次期指定管理期間の協定書及び管理業務仕様書から、介護保険事業が指定管理業務であることを明確にすることとした。
29	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	施設の管理運営(介護保険事業の位置づけについて)	介護保険事業に関する介護報酬について、設置条例に利用料金制度を定め、あらかじめ岡山市の承認を得るよう条例を整備し、条例に従って手続を履践されたい。	令和3年6月議会で条例改正済み。指定管理者に対し、条例に定める手続を指導することとした。
30	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	モニタリング	施設所管課は、条例及び協定書が定める事業報告書の記載事項が報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導されたい。	今回の事業報告書提出時に、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導することとした。
31	高齢者福祉課	岡山市友楽園デイサービスセンター	モニタリング	施設所管課は、条例等が定める事業報告書の記載事項が報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導されたい。	今回の事業報告書提出時に指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導することとした。
32	高齢者福祉課	老人福祉センター	協定	現指定管理者との間で、速やかに使用料徴収委託契約書を締結されたい。	制度所管課と連携しつつ、締結に向けて対処する。
33	高齢者福祉課	老人福祉センター	協定	施設所管課は、指定管理者が第三者委託を行っているか否かについては確認すべきであり、本件においては、第三者委託の内容について精査した上で、協定書が定める岡山市の事前承認手続を履践すべきである。	第三者委託の有無について確認し、委託している場合は書面により報告するよう指導することとした。
34	高齢者福祉課	老人福祉センター	モニタリング	施設所管課は、指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定管理者に対して法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導すべきである。	管理日報又は管理月報が未提出の場合は、指定管理者に対して指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導することとした。
35	高齢者福祉課	老人福祉センター	モニタリング	施設所管課は、条例等が定める事業報告書の記載事項が報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導されたい。	指定管理者に対し、今回の事業報告書では、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導する。
36	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	協定	施設所管課は、指定管理者が第三者委託を行っているか否かについては確認すべきであり、本件においては、第三者委託の内容について精査した上で、協定書が定める岡山市の事前承認手続を履践すべきである。	第三者委託の有無について確認し、委託している場合は書面により報告するよう指導することとした。
37	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	モニタリング	施設所管課は、指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定管理者に対して法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導すべきである。	管理日報又は管理月報が未提出の場合は、指定管理者に対して指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
38	高齢者福祉課	デイサービスセンター	施設の管理運営(利用料金制に関する問題)	利用料金について事前に市長の承認を得るべく、速やかに条例が定める手続を履践されたい。	指定管理者から利用料金の承認を求める書類を提出するよう指導することとした。
39	高齢者福祉課	デイサービスセンター	モニタリング	施設所管課は、指定管理者に対し、法第244条の2第10項に基づき、管理業務仕様書で定めている管理日報及び管理月報の提出を指示されたい。	管理日報又は管理月報が未提出の場合は、指定管理者に対して指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導することとした。
40	高齢者福祉課	デイサービスセンター	モニタリング	施設所管課は、条例等が定める事業報告書の記載事項が報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導されたい。	今回の事業報告書提出時に、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導することとした。
41	高齢者福祉課	デイサービスセンター	モニタリング	施設所管課は、指定管理者が利用者アンケートを実施しているかを確認し、速やかに、管理業務仕様書に従って対応すべきである。	適時、利用者アンケートを実施することとした。
42	高齢者福祉課	老人憩の家	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算に当たって、従前の支出内容について厳格に精査されたい。	次期指定管理料の上限額の積算に当たっては、従前の支出内容について厳格に精査する。
43	高齢者福祉課	老人憩の家	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算に当たって、繰越金(余剰金)の金額について考慮されたい。	次期指定管理料の上限額について、繰越金(余剰金)の金額を考慮し、より適正に積算することとする。
44	高齢者福祉課	老人憩の家	指定管理候補者の選定	非公募により特定の候補者を指定管理候補者として選定することを予定している場合であっても、申請要項に則った申請という手続を経ない指定管理候補者の選定は許されない。	申請要項に則った手続を実施することとし、前回募集時には実施済みである。
45	高齢者福祉課	老人憩の家	協定	現指定管理者との間で、速やかに使用料徴収委託契約書を締結されたい。	制度所管課と連携しつつ、締結に向けて対処する。
46	高齢者福祉課	老人憩の家	モニタリング	施設所管課は、指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定管理者に対して法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導すべきである。	管理日報又は管理月報が未提出の場合は、指定管理者に対して指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導することとした。
47	高齢者福祉課	老人憩の家	モニタリング	施設所管課は、事業報告書を自ら作成していない指定管理者に対し、法第244条の2第10項に基づき、自ら報告書を作成するよう指示されたい。	指定管理者に対し、自ら報告書を作成するよう指示した。
48	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の設定に当たって、従前の支出内容を精査した上、個別具体的な支出項目の積算を実施されたい。	次期指定管理料積算時には、従前の支出内容を精査した上で指定管理料の上限額を設定する。

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
49	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	協定	利用料金について事前に市長の承認を得るべく、速やかに条例が定める手続を履践されたい。	指定管理者から利用料金の承認を求める書類を提出するよう指導することとした。
50	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	モニタリング	施設所管課は、指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定管理者に対して法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導すべきである。	管理日報又は管理月報が未提出の場合は、指定管理者に対して指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導することとした。
51	保健管理課	障害者生活支援センター	協定	施設所管課は、指定管理者が第三者委託を行っているか否かについて確認すべきであり、本件においては、第三者委託の内容について精査した上で、基本協定書が定める岡山市の事前承認手続を履践すべきである。	包括外部監査で指摘を受けて以降、第三者委託については基本協定書に定める事前承認手続を履践している。
52	保健管理課	障害者生活支援センター	モニタリング	事業報告書に「利用料金の還付の状況」を記載するよう改善指導されたい。	改善指導し、令和2年度の事業報告書から利用料金の還付の状況が記載された。
53	保健管理課	障害者生活支援センター	モニタリング	自主事業とは全く関係のない収入が自主事業に係る収支に計上されていることは、施設設置条例、基本協定書及び管理業務仕様書に反するものであり、速やかに改善指導すべきである。	指定管理業務とも自主事業とも関係のない収入が誤って事業報告書に計上されていたため、改善指導し、令和2年度の事業報告書から当該記載が削除された。
54	保健管理課	障害者生活支援センター	災害・非常時対応	指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を整備させ、これを届け出させるべきである。	指摘後に、指定管理者にマニュアルの作成・届出を求めており、既に岡山市へ提出がなされている。
55	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	災害・非常時対応	指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を整備させ、これを届け出させるべきである。	指摘後に、指定管理者にマニュアルの作成・届出を求めており、既に岡山市へ提出がなされている。
56	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	指定管理候補者の選定	指定管理候補者の選定時において、候補者から提出された収支計画案を精査すべきである。	指定管理候補者選定時には、過去の実績や一般的な市場価格等参考にし、計画案の精査を行う。
57	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	協定	指定管理料の精算基準(管理経費の支出基準)については、指定管理者との間で書面によって明確化されたい。	統一的な精算基準がないため、所管課としては精算は指定管理者から決算書の提出を受けたうえで、精査していくこととした。
58	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	災害・非常時対応	指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を整備させ、これを届け出させるべきである。	指定管理者にマニュアル作成を求めており、令和3年中に届出させることとした。
59	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	施設の管理運営	食事料金の徴収について、条例において使用料(利用料金)として明確に規定するか、もしくは食事提供業務を自主事業として位置付けるか整理し、食事料金徴収の法的根拠を明確にされたい。	食事料金徴収の法的根拠を整理し、明確にすることとした。



No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
60	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	施設の管理運営	目的内自主事業についても施設の使用許可は必要であり、協定書で明確に記載するとともに、必要な手続を履践すべきである。	目的内自主事業も施設の使用許可が必要であることを協定書で明確に記載することとし、目的内自主事業の使用許可手続を履践する。
61	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	モニタリング	事業報告書における収支状況の記載にあたっては、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支と明確に区別して作成させるべきである。	令和2年度分の事業報告書より指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支と明確に区別して作成している。
62	地域子育て支援課	児童館	モニタリング	事業報告書は、条例等及び協定書・管理業務仕様書が定める記載事項に沿って作成するよう指定管理者に求めるべきである。	令和3年度から、仕様書が定める記載事項に沿った報告書の提出を求めることとした。
63	環境施設課	山上エコ交流館	施設の管理運営	いかなる団体が使用する場合であっても、条例上の根拠がない限り、使用許可手続及び使用料減免手続を省略することなく実施されたい。	使用許可手続を指定管理者と確認し、今後使用許可及び使用料免除申請書を受け取ることとした。
64	環境施設課	山上エコ交流館	施設の管理運営	使用料の減免基準について規定している岡山市山上エコ交流館条例施行規則第8条については、「公の施設」として客観的に合理的な基準に改められたい。	規則の減免基準について、指定管理者と協議の上、登録団体の合理的な基準について内容の合意をした。
65	環境施設課	山上エコ交流館	施設の管理運営	指定管理者に対して速やかに管理人を統括する現場責任者の届出を求めると共に、変更があった場合にも速やかに届出が行われるよう措置を講じられたい。	指定管理者から現場責任者の届出を受け、変更があった場合にも速やかに届出が行われるよう措置を講じた。
66	環境施設課	山上エコ交流館	モニタリング	啓発業務の実施状況は施設設置条例に規定されている事業報告書の記載事項と解すべきであるから、指定管理者に対して啓発業務の実施状況を記載するよう指導されたい。	指定管理者に対し、啓発業務の実施状況を事業報告書へ記載するよう指導し、次回提出の事業報告書へ記載させることとした。
67	環境施設課	当新田健康増進施設(コート岡山南)	協定	PFI法に基づく特定事業契約書が締結されている場合であっても、指定管理者として指定する場合には、別途、協定書を締結されたい。また、協定書の作成に際しては、特定事業契約書との整合性にも留意しながら、慎重に検討されたい。	指定管理者と協議をし、協定書の作成に際しては特定事業契約書との整合性にも留意した上で、令和3年9月に協定書を締結した。
68	環境施設課	東部健康増進施設(健康プラザ西大寺)	協定	PFI事業に係る特定事業契約書が締結されている場合であっても、指定管理者として指定する場合には、別途、協定書を締結されたい。また、協定書の作成に際しては、特定事業契約書との整合性にも留意しながら、慎重に検討されたい。	指定管理者と協議をし、協定書の作成に際しては特定事業契約書との整合性にも留意した上で、令和3年9月に協定書を締結した。
69	環境施設課	東部健康増進施設(健康プラザ西大寺)	施設の管理運営	軽食喫茶運営業務を指定管理業務として整理する限り、その売上を指定管理者に帰属させることは困難であるから、目的外自主事業として整理し、適切な手続を履践すべきである。	指定管理者と協議の上、当該業務を目的外自主事業として整理し、覚書を交わした。
70	環境施設課	東部健康増進施設(健康プラザ西大寺)	モニタリング	また、指定管理者から提出されている「事業報告」及び「運営実施報告書」の記載内容は条例上の記載要件を充たしていないので、指定管理者に対して改善を指導されたい。	指定管理者へ記載内容の是正を指導した。

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
71	環境施設課	西部リユースプラザ	協定	施設設置条例に規定された指定管理者が行うべき業務については、管理業務仕様書において指定管理業務として明確に位置付けられたい。	指定管理者と協議し、条例に規定された業務が行うべき業務として明確になるよう令和3年9月に覚書を交わした。
72	環境施設課	西部リユースプラザ	協定	協定書において明確に実施方針記載のリスク分担表を引用するなど、リスク分担を明確にされたい(総論のリスク分担に関する章も参照されたい)。	指定管理者と協議し、リスク分担表が明確になるよう令和3年9月に覚書を交わした。
73	環境施設課	西部リユースプラザ	協定	事業報告書に記載すべき事項については、施設の特性に応じて具体的に検討し、かつ、協定書中において、管理業務仕様書に規定された記載事項とする旨を明確にされたい。	指定管理者と協議し、事業報告書に記載すべき事項が明確になるよう令和3年9月に覚書を交わした。
74	環境施設課	西部リユースプラザ	モニタリング	毎年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書に、施設の使用料収入の実績、使用料の還付及び減免の状況、施設管理に係る経費の収支状況について記載するよう改善指導されたい。	令和2年度の事業報告書には施設の使用料収入等が記載されたものを提出してもらった。
75	観光振興課	岡山城天守閣	指定管理候補者の選定	外郭団体である指定管理者の役員が当該外郭団体を指定管理候補者として選定する推進委員会の委員として出席することは推進委員会運営要領違反であるから、直ちに改善されたい。	外郭団体の役員を兼任する職員が局のマネジメント推進委員会における当該議事に加わらないよう改善する。
76	観光振興課	岡山城天守閣	協定	備品(Ⅱ種)の取扱いがある場合、管理業務仕様書において明確に特定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
77	観光振興課	岡山城天守閣	モニタリング	指定管理業務と自主事業の収支は区分して管理がなされるべきであり、事業報告書もそれをふまえた記載が徹底されるべきである。	指定管理者に対し、指定管理業務と自主事業の収支を区分して管理し、事業報告書に記載するよう指導し、令和3年度から実施している。
78	観光振興課	烏城公園	協定	備品(Ⅱ種)の取扱いがある場合、管理業務仕様書において明確に特定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
79	観光振興課	烏城公園	施設の管理運営	本施設における自動販売機の設置については、都市公園法第2条に基づく公園施設設置許可により対応すべきである。	自動販売機の設置について、令和3年度から、都市公園法に基づく公園施設設置許可により対応している。
80	観光振興課	岡山市営宝伝駐車場	協定	備品(Ⅱ種)の取扱いがある場合、管理業務仕様書において物品を明確に特定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
81	観光振興課	たけべ八幡温泉	協定	備品(Ⅱ種)の取扱いがある場合、管理業務仕様書において物品を明確に特定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
82	観光振興課	足守プラザ	協定	備品(Ⅱ種)の取扱いがある場合、管理業務仕様書において物品を明確に特定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
83	観光振興課	かながわSAKAGURA	協定	備品(Ⅱ種)の取扱いがある場合、管理業務仕様書において物品を明確に特定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
84	農林水産課	牧山クラインガルテン	自主事業	自動販売機の設置は目的外自主事業として位置付けるべきである。	令和3年度の年度協定書から自動販売機の設置を目的外自主事業として位置付けた。
85	農林水産課	牧山クラインガルテン	自主事業	自動販売機の設置につき、行政財産の目的外使用許可等の必要な手続を履践すべきである。	令和3年度の年度協定締結にあたり、目的外使用許可等の必要な手続をとった。
86	農林水産課	岡山市御津下畑活性化センター	施設の管理運営	施設の利用申請、利用許可の手続を整備し、指定管理者に対して履践するよう徹底されたい。	施設の利用申請、利用許可の手続を周知し、指定管理者に対し履践するよう指導した。
87	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	施設の管理運営	施設の利用申請、利用許可の手続を整備し、指定管理者に対して履践するよう徹底されたい。	施設の利用申請、利用許可の手続を周知し、指定管理者に対し履践するよう指導した。
88	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	指定管理業務仕様書・協定(共通事項)	施設使用料の減免に係る取扱いにつき、速やかに法的問題を整理した上で、適式な手続を履践されたい。	障がい者については、減免ではなく、使用料を半額の設定とする旨条例に記載し、改正する。
89	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	施設の管理運営	岡山市の施設及び設備の損傷に関する示談については、指定管理者ではなく岡山市において対応すべきである。	今後は市の施設及び設備に関する示談は、維持管理担当課にて、対応することとした。
90	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	施設の管理運営	これまでに発生した事故に関する示談書については岡山市においても確認、保管しておくべきである。	これまでに発生した事故に関する示談書について、維持管理担当課にて、確認・保管した。なお、今後は市の施設及び設備に関する示談は市が行うこととする。
91	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	モニタリング	金川駅前広場駐車場に関する事業報告書において、使用料等の日ごとの集計に関する記載をするよう指定管理者に求めるべきである。または、使用料等の日ごとの集計に関する記事を事業報告書に記載することの必要性を再検討し、必要性が乏しいのであれば岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を改正すべきである。	令和3年3月12日に岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を一部改正し、事業報告書への記載は使用料等の月ごとの集計に関することとし、令和3年4月1日から施行している。
92	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	モニタリング	事業報告書において、自主事業の支出を指定管理業務の支出と区別して記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和2年度の事業報告書から、自主事業の支出と指定管理業務の支出を区別して記載させることとした。

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
93	交通政策課・道路港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	モニタリング	北長瀬駅前広場駐車場及び岡山駅前西口広場駐車場に関する事業報告書において、使用料等の日ごとの集計に関する記載をするよう指定管理者に求めるべきである。または、使用料等の日ごとの集計に関する記事を事業報告書に記載することの必要性を再検討し、必要性が乏しいのであれば岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を改正すべきである。	令和3年3月12日に岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を一部改正し、事業報告書への記載は使用料等の月ごとの集計に関することとし、令和3年4月1日から施行している。
94	交通政策課・道路港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	モニタリング	事業報告書において、管理に係る経費の収入状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和2年度の事業報告書から、収入状況を記載させることとした。
95	交通政策課・道路港湾管理課	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設(グループ③)	モニタリング	東岡山駅前広場駐車場に関する事業報告書において、使用料等の日ごとの集計に関する記載をするよう指定管理者に求めるべきである。または、使用料等の日ごとの集計に関する記事を事業報告書に記載することの必要性を再検討し、必要性が乏しいのであれば岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を改正すべきである。	令和3年3月12日に岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を一部改正し、事業報告書への記載は使用料等の月ごとの集計に関することとし、令和3年4月1日から施行している。
96	交通政策課・道路港湾管理課	西大寺駅前自転車等駐車場ほか6施設(グループ④)	モニタリング	西大寺駅前広場駐車場に関する事業報告書において、使用料等の日ごとの集計に関する記載をするよう指定管理者に求めるべきである。または、使用料等の日ごとの集計に関する記事を事業報告書に記載することの必要性を再検討し、必要性が乏しいのであれば岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を改正すべきである。	令和3年3月12日に岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を一部改正し、事業報告書への記載は使用料等の月ごとの集計に関することとし、令和3年4月1日から施行している。
97	交通政策課・道路港湾管理課	西大寺駅前自転車等駐車場ほか6施設(グループ④)	モニタリング	事業報告書において、管理に係る経費の収入状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和2年度の事業報告書から、収入状況を記載させることとした。
98	交通政策課・道路港湾管理課	妹尾駅前自転車等駐車場ほか2施設(グループ⑤)	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況、自主事業の実施状況及び施設の劣化状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和3年度の事業報告書から、指定管理者に対し、情報開示の状況、自主事業の実施状況及び施設の劣化状況を記載させることとする。
99	庭園都市推進課	浦安総合公園ほか7施設	指定管理候補者の選定	公の施設の管理運営に関し、推進委員会において指定管理者の公募・非公募を決定し、また指定管理候補者の選定を行うに当たり、候補者である外郭団体の役員を兼任する職員が推進委員会における当該議事に加わることは、都市整備局マネジメント推進委員会運営要領に違反するので、議事に加わることがないよう徹底されたい。	外郭団体の役員を兼任する職員が局のマネジメント推進委員会における当該議事に加わらないよう徹底する。
100	庭園都市推進課	たけへの森公園	モニタリング	事業報告書の記載事項に漏れ等がないよう、指定管理者に改善指導された。	事業報告書の記載事項に漏れ等がないよう、指定管理者に改善指導を行った。
101	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	指定管理候補者の選定	本施設の現指定管理期間に係る指定管理料算定の前提となった積算については不適切であり、改善の必要がある。	指定管理料の上限額について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いを踏まえ、次回選定時には、より適正な方法で積算することとした。
102	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	施設の管理運営	施行規則及び管理業務仕様書の定めによらず「盆休み」「夏季休業」として休園するのは不適切である。	指定管理者に対し、休園日について指導を行った。

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
103	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	施設の管理運営	施行規則所定の使用許可申請書のほかに、不当な内容の誓約書欄を含む施設利用申込書を提出させるのは止めるべきである。	誓約書欄を含む施設利用申込書については使用中止するよう指導した。
104	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	自主事業	法人による有料利用について自主事業として位置付けるのは不適切であり、個人による有料利用と同様、指定管理業務として位置付けるべきである。	法人による有料利用についても指定管理業務として位置付け、次回の報告書から改正するよう指定管理者を指導した。
105	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	自主事業	自主事業を行う場合には実施計画書の提出及び市の承認が必要であるが、これらが履践されていないので、速やかに行うよう指定管理者に対し指導されたい。	指定管理者に対して、速やかに実施計画書を提出するよう指導を行った。
106	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	モニタリング	提出されている事業報告書は著しく不十分・不適切であり、指定管理者に対し是正を求めるべきである。	指定管理者に対し、令和3年度報告書からは仕様書に記載される事項について漏れなく報告書を作成することを求め、確認を行うなど、必要な是正を行うよう指導した。
107	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	モニタリング	本施設の管理状況については、一層厳重なモニタリングを行うべきである。	維持管理担当課と連携し、業務の指導を行うなど、モニタリングを強化することとした。
108	住宅課	岡山市営住宅、岡山市営改良住宅及び岡山市特定公共賃貸住宅	指定管理業務仕様書・協定	現指定管理者との間で、使用料徴収委託契約を締結されたい。	令和3年度中に徴収委託契約を締結する方向で、指定管理者側と調整を図っており、制度所管課と連携しつつ、締結に向けて対処する。

## 令和2年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	財産活用マネジメント推進課		岡山市における指定管理者制度の運用状況	PFI法に基づく特定事業について指定管理者制度を併用する場合の問題点を整理し、岡山市における両者の運用が整合するよう検討した上、岡山市マニュアルに記載されたい。	PFI法に基づく特定事業について指定管理者制度を併用する場合、岡山市における両者の運用が整合するよう検討した上、岡山市マニュアルに記載することとした。
2	財産活用マネジメント推進課		制度所管課に関する問題点	財産活用マネジメント推進課は、令和2年4月1日施行に係る「岡山市内部統制実施規則」及び「岡山市内部統制事務処理要領」により、指定管理者制度等の全庁的な共通業務を所管する課として位置付けられており、施設所管課の不適切な取扱いについては、適宜指導改善を行うこととされているのであるから、施設所管課に対して適宜必要な指導監督を行い、また、必要に応じて施設所管課の指定管理者に対する指導監督を補完するための体制を整備されたい。	引き続き施設所管課の相談や内部統制制度による報告を受ける中で、施設所管課において不適切な取扱いとならないよう適宜指導等を行うとともに、施設所管課の不適切な取扱いについては、適宜適正に指導改善を行うこととした。
3	財産活用マネジメント推進課		公の施設の点検	公の施設の点検にあたっては、正確な事実に基づいた実質的な検討及び検討過程の記録化に努められたい。	施設所管課及び局の案件において、十分な検討、審議を行うこと及び十分な記録化に努めるようマニュアルに追記し周知を図った。
4	財産活用マネジメント推進課		公の施設の点検	公の施設としての必要性について市民目線で公正な検討を行うため、公の施設の点検票をインターネットに公開し、広く市民の意見を受け付けたり、外部の有識者等を交えた審議会において定期的に議論したりすることを検討されたい。	公の施設の点検について公開対象事項を整理し、順次ウェブサイトで公表することとした。
5	財産活用マネジメント推進課		指定管理者制度導入(直営・指定管理)に関する判断	公の施設の管理運営方針の検討(直営か指定管理か)にあたっては、個々の施設ごとにより効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成できるかという観点から実質的な検討を行うべきである。	施設所管課及び局において、十分な検討、審議を行うこと及び十分な記録化に努めるようマニュアルに追記し周知を図った。
6	財産活用マネジメント推進課		岡山市における指定管理者選定の概要	現指定管理者による管理が良好な場合には公募手続を経ることなく同一の事業者を指定管理者として指定できる旨の条例上の規定については、公正な競争を阻害する危険性があるから、公募原則との関係において問題がないかどうか、所管課において、施設の特性を踏まえながら個別具体的に合理性を検討されたい。また、実際上記規定を適用するに当たっては、公募原則との関係について十分に配慮した上、厳格に要件該当性を評価されたい。	施設所管課及び局において、十分な検討、審議を行うこと及び十分な記録化に努めるようマニュアルに追記し周知を図った。
7	財産活用マネジメント推進課		岡山市における指定管理者選定の概要	非公募による指定管理者の選定を行う場合には、その合理性が認められるかどうか、厳格に評価すべきであり、特定の団体の選定を所与の前提として検討を行ってはならない。	施設所管課及び局において、実質的な審議を行い、また行っていることがわかるよう、検討過程について十分な記録化に努める旨をマニュアルに追記し、改めて周知徹底を図った。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
8	財産活用マネジメント推進課		選定過程における留意点・問題点(公募・非公募共通)	募集要項に添付される業務仕様書については、できる限り事後的な修正の必要がないように、齟齬なく、また明確な記載とすべきである。	事後的な修正ができる限りないよう、マニュアルの齟齬を修正し周知を図った。
9	財産活用マネジメント推進課		選定過程における留意点・問題点(公募・非公募共通)	募集要項には当該施設の管理業務に係る直近数年間の収支及び利用状況を記載するよう配慮されたい。	利用状況については既にマニュアルに記載しているが、収支についても順次記載するようマニュアルに記載し周知を図ることとした。
10	財産活用マネジメント推進課		選定過程における留意点・問題点(公募・非公募共通)	指定管理料の上限額の算定基準を策定した上で、個々の施設に実情に応じて修正する取扱いとすべきである。また、仮にそのような基準がなくとも、諸経費に関する一般的な市場価格の調査(参考見積の取得という方法もあると思われる)を経た上で、施設所管課において公正な算定を実施すべきである。	上限額の算定基準については、種別、規模等様々な施設があり、1つの基準にまとめることが合理的ではなく、現在も施設所管課において市の契約の考え方をもとに適正に算定していると考えられ、統一的基準は必要ないと考えるが、公正な算定は必要不可欠であり、公正な算定を行うことはマニュアルに記載した。見積を取得するなど市場調査等を行うことも検討するよう、マニュアルに記載し、施設所管課において、公正な算定を実施するよう周知を図ることとした。
11	財産活用マネジメント推進課		選定過程における留意点・問題点(公募・非公募共通)	特に市民の関心が高い施設や公共性の高い施設などにおいて、指定管理者の選定手続に先立ち、サウンディングを積極的に実施するよう検討されたい。	サウンディング調査等を行うことも検討するようマニュアルに記載し周知を図ることとした。
12	財産活用マネジメント推進課		公募手続における問題点	公募条件の見直し、情報開示の充実、十分な公募期間の確保等、応募者数を増やす取組、工夫について十分に検討し、次回公募に備えられたい。	公の施設の点検の公開事項を整理し、順次HPで公開するなどの取組を行うことで公募に備えていく。また、マニュアルに応募者増につながる取組みについて記載し施設所管課に周知を図ることとした。
13	財産活用マネジメント推進課		非公募手続における問題点	申請者が指定管理候補者としての適格性を有するか否かは、公募・非公募を決定する上での「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的である」(岡山市管理規則第5条1項第3号)か否かとは別個の問題として、あらためて実質的な確認・チェックを行うべきである。	施設所管課において、公の施設の点検依頼の際に適切な審議と適正な記録化が図られるよう注意喚起した。
14	財産活用マネジメント推進課		非公募手続における問題点	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。	指定管理者非公募選定にあたり、特定の団体の選定を所与の前提として検討するのではなく、実質的な審議を行っているのがわかるよう、「十分な検討、審議を行い、検討過程について十分な記録化に努める」旨をマニュアルに追記し周知を図った。
15	財産活用マネジメント推進課		非公募手続における問題点	非公募で特定の事業者を指定管理者に指定した場合には、非公募理由及び選定理由を公開すべきである。	公の施設の点検の公開事項を整理し公表する中で非公募理由等も公開することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
16	財産活用マネジメント推進課		協定書	施設所管課において、協定書と管理業務仕様書等の他の書類に示される基準等に齟齬や矛盾がないよう注意して検討されたい。また、齟齬や矛盾があった場合に備えて、協定書において、管理業務仕様書等も協定の一部を構成すること、各書類の基準についての優先関係を明らかにしておくべきである。	書類間に齟齬や矛盾がないよう関係書類の作成にあたっては、マニュアルに注意記載し周知を図った。
17	財産活用マネジメント推進課		指定管理料	岡山市マニュアルにおいて、指定管理料の支払いについては後払いが原則である旨を明記した上で、例外的に概算払精算方式及び前払い方式を選択することが合理的な場合について一定のルールを設けるべきである。	種別、規模等様々な施設があり1つの基準にまとめることが合理的ではなく概算払い・前払いの統一的基準は必要ないと考えるが、適切に処理する必要があるため、各所管課において基準を定める等、地方自治法施行令及び岡山市会計規則に基づき適切に処理するようマニュアルに記載し周知を図ることとした。
18	財産活用マネジメント推進課		指定管理料	指定管理料につき、後払いとなっている施設については、施設所管課において指定管理料を支払う前提となる「検査」を十分に実施した上で、指定管理料を支払うことを徹底すべきである。	既にマニュアルの協定書雛形には記載があるが、マニュアル本編にも検査を十分にするよう記載し周知を図ることとした。
19	財産活用マネジメント推進課		リスク分担表	リスク分担に関する考え方を整理し、より明確で詳細なリスク分担表の雛形を作成し、岡山市マニュアルに掲載されたい。	マニュアルのリスク分担表雛形を改正しマニュアルに記載し周知を図ることとした。
20	財産活用マネジメント推進課		リスク分担表	リスク分担表には協議条項を入れることは出来るだけ避けるべきであり、やむを得ず協議条項を入れる場合には指定管理者との間での協議の方法を協定等に定めておくべきである。	マニュアルのリスク分担表雛形を改正しマニュアルに記載し周知を図ることとした。
21	財産活用マネジメント推進課		修繕費負担	協定書の条項を、「不可抗力により損害、損失又は費用の増加が生じたとき」に限定しない規定に改めるか、老朽化による管理物件の損傷に関する修繕責任(計画修繕も含む)については、リスク分担表とは別に負担を定めるべきである。	マニュアルの協定書の条項を、「不可抗力により損害、損失又は費用の増加が生じたとき」に限定しない規定に改め周知を図った。
22	財産活用マネジメント推進課		修繕費負担	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定しマニュアルのリスク分担表に追記し周知を図ることとした。
23	財産活用マネジメント推進課		修繕費負担	施設ごとに、修繕に関する情報を指定管理者と共有すると共に、修繕費負担の基準額を個別に検討し、設定した上で、修繕費の総額について上限を設定すべきである。	マニュアルにおいて基準額の設定については記載があるが、上限額を設定することについても記載し周知を図ることとした。
24	財産活用マネジメント推進課		使用料徴収委託	指定管理者に使用料の徴収を委託する場合には、別途、使用料徴収委託契約を締結すべきである。	マニュアルに使用料徴収事務委託契約書を締結するよう掲載し周知を図ることとした。
25	財産活用マネジメント推進課		使用料徴収委託	使用料の徴収は、指定管理業務に位置付けるのではなく、管理業務仕様書(例)において、指定管理業務とは別個独立の徴収委託契約により委託されている業務であることを明確にされたい。	仕様書は指定管理業務について記載するものであるため、マニュアルの募集要項(例)に記載し、使用料徴収事務委託契約書(案)も掲載し周知を図ることとした。



No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
26	財産活用マネジメント推進課		賠償責任保険	施設所管課において、指定管理者に損害保険加入を義務付けるか否か施設ごとに検討し、仮にこれを義務付ける場合には、指定管理者に加入させるべき賠償責任保険の補償内容を確定した上で、協定書及び管理業務仕様書などにおいて、指定管理者が管理業務を開始する日までに、岡山市が求める補償内容と同等以上の保険契約に加入することを義務付ける旨の規定を置くべきである。	市が要求する保険の水準についてマニュアル本編に記載し周知することとした。
27	財産活用マネジメント推進課		賠償責任保険	岡山市マニュアルに、市長会保険の付保範囲等について具体的な説明を記載すべきである。	市の加入している保険についてマニュアル本編に記載し周知することとした。
28	財産活用マネジメント推進課		賠償責任保険	岡山市マニュアル[資料編]の基本協定書の雛形における「損害保険」の条項については、市長会保険の付保範囲を前提として合理的な規定へ改定されたい。	マニュアル資料編の協定書(雛形)「損害保険」の条項を、市長会保険の付保範囲を前提とした内容とし周知を図った。
29	財産活用マネジメント推進課		賠償責任保険	施設所管課において、指定管理者に損害保険加入を義務付ける場合には、指定管理者に対して、速やかに保険証券等の写しについて提出を求め、内容を確認されたい。	すでにマニュアルには加入した損害責任保険について報告することと記載しているが、改めて周知徹底を図ることとした。
30	財産活用マネジメント推進課		文書保存年限	市と指定管理者との間で文書等の取扱いについて十分に協議して協定書等に記載するように徹底し、岡山市マニュアルや基本協定書の雛形にも文書の保存年限等に関する内容を記載すべきである。	マニュアルの仕様書(例)に文書管理に関する事項を記載することとした。
31	財産活用マネジメント推進課		使用料徴収・納付事務	指定管理者に使用料の徴収を委託している場合、確実に使用料を徴収・納付させるため、岡山市において使用料徴収にかかるマニュアルを整備し、指定管理者に遵守させることが望ましい。	使用料の徴収は施設ごとの事情に合わせて行っており、確実に徴収・納付してもらうためにそれぞれの施設ごとにマニュアルを整備する等により適正に処理できるよう、岡山市マニュアルに記載し周知を図ることとした。
32	財産活用マネジメント推進課		備品管理	「物品台帳」に記載されている備品(Ⅰ種)については、指定期間開始に際して、岡山市と指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、少なくとも年1回は施設所管課も立ち会って「物品台帳」との照合作業を行い、必要に応じてその内容を更新すべきである。	備品(Ⅰ種)について、指定期間開始に際して、岡山市と指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、必要に応じて随時更新や台帳との照合作業を行うようマニュアルに記載し周知を図ることとした。
33	財産活用マネジメント推進課		備品管理	備品(Ⅱ種)を設定するのであれば、管理業務仕様書への記載を徹底するとともに、備品(Ⅱ種)のリストを作成し、少なくとも年1回は更新すべきである。	備品(Ⅱ種)の台帳を整備し、必要に応じて随時更新や台帳との照合作業を行うようマニュアルに記載し周知を図ることとした。
34	財産活用マネジメント推進課		第三者委託	第三者委託について、指定管理者が第三者に委託できない管理業務の主要部分の内容や相手方を管理業務仕様書等に明記するとともに、委託料が一定金額以上になるときは、事前承認の前提として指定管理者に対して相見積もり等を要求したり、岡山市においても参考見積もりを取得する等の指針を策定されたい。	指定管理者における第三者委託に係る部分は経営上のノウハウの部分である。相見積もり等の徴収要求はなじまないものと考えているが、第三者に委託できない管理業務についてはマニュアルに追記し周知することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
35	財産活用マネジメント推進課		指定管理者による事業所としての施設利用	指定管理者において、公の施設の一部を事務所とする場合、管理業務を行う上で必要と認められる範囲を超えて使用するときには、目的外使用許可及び使用料の納付を徹底させるため、岡山市マニュアル等にその旨を記載するとともに、指定管理者が適切な手続をとっていない場合には速やかにその手続をとらせるべきである。	指定管理者が、管理する公の施設の一部を管理業務の必要な範囲を超えて事務所として使用する場合等においても「行政財産の目的外使用許可」として地方公共団体の長が行政処分を行うこととなり、合わせて使用料の納付も必要なことをマニュアルに追記し周知することとし、担当課に対し意見等に適切に対応するよう周知した。
36	財産活用マネジメント推進課		指定管理業務・自主事業の区分	岡山市マニュアル[資料編]の基本協定書の雛形は、目的外自主事業が認められていることと矛盾しているため改められたい。また、指定管理者が行うことができる自主事業の範囲を明確にするため、協定書等において指定管理業務の内容を出来るだけ具体的に特定すべきである。	マニュアルの矛盾箇所については改正した。協定書等において指定管理業務の内容を出来るだけ具体的に記載することについては、マニュアルに追記し周知を図ることとした。
37	財産活用マネジメント推進課		目的内自主事業における使用許可手続及び使用料の支払い	岡山市マニュアルの指定管理者が行う目的内自主事業に関する記述につき、施設の使用許可及び使用料の納付が必要であることを明記し、岡山市マニュアル[資料編]の様式についても改めるべきである。施設所管課に対しても周知し、不適切な取扱いが判明した場合は、速やかに改善されたい。	目的内自主事業について施設の使用許可及び使用料の納付が必要であることをマニュアルに明記し、岡山市マニュアル[資料編]の様式についても改めて記載し周知を図った。
38	財産活用マネジメント推進課		問題点及び具体的対応(1 モニタリング体制の不備)	管理業務の実施状況を把握するために必要な事業報告書の必要的記載事項を施設の特性に応じて検討し、管理業務仕様書等において具体的かつ明確に特定する必要がある。また、一般管理費(間接経費)の計上方法を必ず明確にし、事業報告書の管理業務収支においても基準に従って計上させるべきである。	仕様書を作成するにあたり内容を具体的に出来るだけわかりやすく記載するよう、また、精算を行っている施設についての事業報告書での報告内容については、指定管理料の算定詳細を鑑み、計上内容、計上方法を十分に検討し、計上するよう努める旨をマニュアルに追記し周知を図ることとした。
39	財産活用マネジメント推進課		問題点及び具体的対応(1 モニタリング体制の不備)	規定された記載事項が遺漏なく記載されるよう、指定管理者に対する指導を徹底されたい。同種施設が多数ある場合などについては、事業報告書の統一書式を用いることも検討されたい。	施設所管課において、規定された記載事項が遺漏なく記載されているかの確認や指導を行うようマニュアルに追記し周知を図ることとした。
40	財産活用マネジメント推進課		問題点及び具体的対応(1 モニタリング体制の不備)	少なくとも1年に1回は、指定管理者による施設の管理状況やコンプライアンス等につき協定書及び管理業務仕様書、事業計画書等に定められた要求水準を充たしているか否かを実地において包括的に「検査」する機会を設けるべきである。	実施調査等についてマニュアル本編に記載し周知することとした。
41	財産活用マネジメント推進課		問題点及び具体的対応(4 利用者アンケート)	利用者アンケートは、施設の性質を問わず、全施設で実施すべきであり、常時実施する必要まではないと認められる場合であっても定期的に実施すべきである。	既にマニュアルには、仕様書例にアンケートを実施する旨記載しており、加えてアンケート例も掲載し、事業報告書例にも記載しているが、さらに、新たに作成するチェックシートの項目にも加え、定期的実施するよう周知を図ることとした。
42	財産活用マネジメント推進課		問題点及び具体的対応(4 利用者アンケート)	利用者アンケートは、施設所管課においても適切な方法で内容を確認し、指定管理業務の改善につなげるべきである。	既にマニュアルには、仕様書例にアンケートを実施する旨記載しており、加えてアンケート例も掲載し、事業報告書例にも記載しているが、さらに、新たに作成するチェックシートの項目にも加え、改善につなげるよう周知を図ることとした。
43	財産活用マネジメント推進課		問題点及び具体的対応(4 利用者アンケート)	利用者アンケートは、できる限り利用者が回答しやすいよう、方法を工夫・改善すべきである。	マニュアルのアンケート例には利用者に手に取ってもらう工夫をするようすでに周知しているが、引き続き周知徹底を図ることとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
44	財産活用マネジメント推進課		問題点 (2 岡山市マニュアル等の記載が不十分であること)	個人情報の保護について必要な措置の具体的な内容を岡山市マニュアルに記載するとともに、必要な措置を講じているかを確認するための統一的な基準を示すべきである。	個人情報の取扱いに関する事項はマニュアルの仕様書例にすでに記載しているがさらに追記し周知するとともに、確認のためのチェックシートを作成し周知を図ることとした。
45	財産活用マネジメント推進課		問題点 (3 個人情報の保護のための必要な措置の確認がなされていないこと)	個人情報の管理状況については、少なくとも年に1回は実地調査を行い、個人情報管理責任者を立会させて確認すべきである。	マニュアルの仕様書例に個人情報の取扱いに関する実地調査の際には個人情報管理責任者を立会わせる旨を追記し周知を図ることとした。
46	財産活用マネジメント推進課		問題点 (2 岡山市マニュアル等の記載が不十分であること)	指定管理者が管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置の具体的な内容を岡山市マニュアルに記載するとともに、必要な措置を講じているかを確認するための統一的な基準を示すべきである。	情報公開についてマニュアル本編に追記し周知するとともに、確認のためのチェックシートを作成し周知を図ることとした。
47	財産活用マネジメント推進課		問題点 (3 情報公開について必要な措置の確認がなされていないこと)	情報の公開については、少なくとも年に1回は現地調査を行い、情報の公開について、指定管理者が講じている措置を確認すべきである。また、事業報告書に情報開示の状況に関する事項を記載させるべきである。	マニュアルの本編と資料編の事業報告書に情報開示状況に関する事項を追記し周知するとともに、確認のためのチェックシートを作成し周知を図ることとした。
48	財産活用マネジメント推進課		問題点 (2 岡山市マニュアルの記載)	災害等非常時の対応に関する事項については、岡山市マニュアルで詳細に記載すべきである。	災害等非常時の対応に関する事項についてマニュアル本編に追記し周知することとした。
49	危機管理室		問題点 (3 災害時における避難所の開設及び運営に関する協定書)	平成29年4月29日総行経第38号総務省自治行政局長通知の内容を踏まえ、指定管理者との間で速やかに災害時における避難所の開設及び運営に関する協議を行い、協定書を作成すべきである。	指定管理者の運営施設を避難所として開設する場合には、指定管理者との間で協定を締結し、開設、運営方法を取り決めた協定書に基づき、避難所の開設及び運営をすることとした。
50	財産活用マネジメント推進課		問題点 (4 臨時休館や開館時間短縮についての裁量)	公の施設の臨時休館や開館時間の短縮に係る判断について、一定の範囲で施設所管課あるいは指定管理者に委ねるべきであり、これを可能とするため、施設設置条例や規則、岡山市事務決裁規程等の改正等を検討すべきである。	当該判断については、岡山市事務決裁規程別表第1(共通専決事項)「2財務」の「17公有財産の管理上必要な措置の決定」にあたることを、マニュアル本編に記載し周知することとした。
51	財産活用マネジメント推進課		問題点 (2 岡山市マニュアルと管理業務仕様書(例)の齟齬)	岡山市マニュアルの記載内容は、岡山市マニュアル[資料編]の様式に正しく反映させるべきである。	マニュアル資料編について、マニュアル本編の記載内容を正しく反映記載し周知を図った。
52	財産活用マネジメント推進課		問題点 (2 指定管理候補者の選定過程に関する情報公開)	前回募集に係る情報は、次回募集開始までウェブサイト上で公表を継続することが望ましい。	次回公募時において、応募者の増加につながることも考えられることから、公表を継続することについてマニュアル本編に記載し周知することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
53	財産活用マネジメント推進課		問題点 (3 管理業務収支に関する情報公開)	指定管理者の管理業務収支に関する情報をウェブサイト上で公表するべきである。	公表すべき内容を整理し、順次公開していくこととした。
54	文化振興課	岡山市民会館	指定管理候補者の選定	公募期間については十分な期間をとることが望ましい。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
55	文化振興課	岡山市民会館	指定管理候補者の選定	募集要項には、本施設の収入状況だけでなく、支出に関する情報について概要だけでも掲載すべきである。	募集要項への収支状況の記載方法等について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いに沿って、適正に対処することとした。
56	文化振興課	岡山市民会館	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	指定管理料の上限額について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いを踏まえ、より適正な方法で積算することとした。
57	文化振興課	岡山市民会館	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
58	文化振興課	岡山市民会館	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてリスク分担表で適正に対処することとした。
59	文化振興課	岡山市民会館	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携し、記載の内容についてリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
60	文化振興課	岡山市民会館	協定	軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。	制度所管課と連携しつつ、施設の状況等を考慮して決定することとした。
61	文化振興課	岡山市民会館	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携し、記載の内容についてリスク分担表で適正に対処する。
62	文化振興課	岡山市民会館	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携し、記載の内容についてリスク分担表で適正に対処する。
63	文化振興課	岡山市民会館	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品(Ⅱ種)の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各内容について明確に記載することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
64	文化振興課	岡山市民会館	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	保険内容を明記するとともに、保険の加入状況を適正に確認する。
65	文化振興課	岡山市民会館	施設の管理運営	特定の団体からの依頼を伴う施設利用について一律に優先的利用を認めたり、通常の使用許可申請受付日より前に受付を認める取扱いをしているのであれば、少なくともその旨を条例において定めるべきであり、現状の運用は法第244条第3項に抵触する可能性があるため、都度、具体的事情を検討した上で、条例施行規則第4条ないし第7条各ただし書に基づく市長の承認を受けさせるべきである。	個別の施設利用申請に対して、具体的事情を確認した上で、都度、市長の承認を行うこととした。
66	文化振興課	岡山シンフォニーホール	指定管理候補者の選定	岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件充足性に関し、指定管理候補者が「最も合理的」と評価すべき理由については、選定時においてより丁寧な検討を行い、市民に対する説明責任を果たすべきである。	「最も合理的」とであると評価すべき理由を、選定時において丁寧に検討し、その内容を明確に説明することとした。
67	文化振興課	岡山シンフォニーホール	指定管理候補者の選定	岡山市の文化振興を図っていく上で重要な拠点施設であるからこそ、従前の枠組みにとらわれることなく、公募型プロポーザル方式等によるサウンディング調査を実施し、広く民間のノウハウを募集することが望ましい。	サウンディング調査等について制度所管課が示すマニュアルの取扱いを踏まえ、制度所管課と連携しつつ、出来るだけ広く民間ノウハウを募集できる仕組みを構築することとする。
68	文化振興課	岡山シンフォニーホール	指定管理候補者の選定	岡山市管理規則第5条第1項第3号への該当性については、推進委員会において公正に議論し、厳格に判断されたい。	該当性の判断は、推進委員会において適正に行う。
69	文化振興課	岡山シンフォニーホール	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	指定管理料の上限額について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いを踏まえ、より適正な方法で積算することとした。
70	文化振興課	岡山シンフォニーホール	協定	基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容について整理することとした。
71	文化振興課	岡山シンフォニーホール	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてリスク分担表で適正に対処することとした。
72	文化振興課	岡山シンフォニーホール	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携し、記載の内容についてリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
73	文化振興課	岡山シンフォニーホール	協定	軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。	制度所管課と連携しつつ、施設の状況等を考慮して決定することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
74	文化振興課	岡山シンフォニーホール	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携し、記載の内容についてリスク分担表で適正に対処する。
75	文化振興課	岡山シンフォニーホール	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携し、記載の内容についてリスク分担表で適正に対処する。
76	文化振興課	岡山シンフォニーホール	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品(Ⅱ種)に分類すべき物品がある場合は、管理業務仕様書への記載を徹底されたい。	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各内容について明確に記載することとした。
77	文化振興課	岡山シンフォニーホール	協定	本施設について、サーモグラフィが備品(Ⅱ種)として設定されているとのことであるので、管理業務仕様書への記載を徹底されたい。	管理業務仕様書への該当備品の記載を徹底する。
78	文化振興課	岡山シンフォニーホール	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	保険内容を明記するとともに、保険の加入状況を適正に確認する。
79	文化振興課	岡山シンフォニーホール	協定	施設所管課において、本施設の指定管理料の支払方法は後払いが原則であることを前提に、例外的に概算払いとすべきやむを得ない事情があるか否かについてより慎重に検討されたい。	概算払いとすべきやむを得ない事情の有無について、施設特性や、指定管理者の性格、財務状況等を考慮し、慎重に判断することとした。
80	区政推進課	岡山市建部町文化センター	指定管理候補者の選定	説明会に参加したにもかかわらず実際に応募に至らなかった理由を究明し、応募者を増やす工夫につなげる必要がある。	応募者数を増やすため、より多くの情報を公募時に提供する等に努める。
81	区政推進課	岡山市建部町文化センター	指定管理候補者の選定	公募期間については十分な期間をとることが望ましい。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
82	区政推進課	岡山市建部町文化センター	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	指定管理料の上限額について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いを踏まえ、関係課と連携しつつ、より適正な方法で積算することとした。
83	区政推進課	岡山市建部町文化センター	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品(Ⅱ種)の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については明確にし適正に対処する。
84	区政推進課	岡山市建部町文化センター	協定	協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については整理することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
85	区政推進課	岡山市建部町文化センター	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
86	区政推進課	岡山市建部町文化センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
87	区政推進課	岡山市建部町文化センター	協定	軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。	制度所管課及び関係課と連携しつつ、施設の状況等を考慮して決定することとした。
88	区政推進課	岡山市建部町文化センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
89	区政推進課	岡山市建部町文化センター	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
90	区政推進課	岡山市建部町文化センター	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	保険内容を明記するとともに、保険の加入状況を適正に確認することとした。
91	区政推進課	岡山市建部町文化センター	施設の管理運営	利用料金の減免については、あらかじめ承認された一定の基準に基づいて行われるべきであり、指定管理者に減免判断の自由裁量を与えることは不適切である。「指定管理者が適当と認める事業」との文言については修正が望ましい。	利用料金の減免の基準について、「市長が適当と認める事業」と修正することとした。
92	区政推進課	岡山市建部町文化センター	モニタリング	施設所管課において、事業報告書に「情報開示に関する事項」を記載するよう改善指導されたい。	事業報告書に「情報開示に関する事項」を記載するよう指示することとした。
93	区政推進課	岡山市建部町文化センター	モニタリング	協定書及び管理業務仕様書において、事業報告書の必要的記載事項として「施設の劣化状況及び修繕履歴」を明示されたい。	協定書及び管理業務仕様書において、「施設の劣化状況及び修繕履歴」を必要的記載事項として明示し、事業報告書に記載させることとした。
94	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	指定管理候補者の選定	公募期間については十分な期間をとることが望ましい。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
95	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	指定管理料の上限額について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いを踏まえ、関係課と連携しつつ、より適正な方法で積算することとした。
96	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品(Ⅱ種)の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については明確にし適正に対処する。
97	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	協定	協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については整理することとした。
98	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
99	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処することとした。
100	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	協定	軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。	制度所管課及び関係課と連携しつつ、施設の状況等を考慮して決定することとした。
101	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
102	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
103	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	保険内容を明記するとともに、保険の加入状況を適正に確認することとした。
104	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	施設の管理運営	利用料金の減免については、あらかじめ承認された一定の基準に基づいて行われるべきであり、指定管理者に減免判断の自由裁量を与えることは不適切である。	利用料金の減免の基準について、「市長が適当と認める事業」と修正することとした。



No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
105	区政推進課	岡山市灘崎文化センター	モニタリング	協定書及び管理業務仕様書において、「施設の劣化状況及び修繕履歴」を事業報告書の必要的記載事項として明示的に位置付けるべきである。	協定書及び管理業務仕様書において、「施設の劣化状況及び修繕履歴」を必要的記載事項として明示し、事業報告書に記載させることとした。
106	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設24施設	指定管理候補者の選定	公募期間については十分な期間をとることが望ましい。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
107	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設24施設	指定管理候補者の選定	募集要項には管理業務に係る収支の状況を記載すべきである。	募集要項への収支状況の記載方法等について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いに沿って、適正に対処することとした。
108	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設24施設	指定管理候補者の選定	応募辞退者に対してその理由を確認したり、公募に先立ち、サウンディング調査等を実施して、より多くの民間事業者からの応募を得られるよう募集のあり方を検討されたい。	制度所管課と連携しながら、次回公募に向けて、現指定管理者からの意見聴取等、可能な限り意向調査を行い、募集のあり方を検討する。
109	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設24施設	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	次期指定管理候補者の選定時における指定管理料上限額の検討においては、指定管理者の過去の収支状況を踏まえて適切な価格設定を検討するとともに、適正価格の見積を徴取する。
110	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設24施設	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品(Ⅱ種)を設定しているのであれば、これに関する管理業務仕様書の記載について改めるべきである。	次回公募時の協定書及び管理業務仕様書において、備品(Ⅰ～Ⅲ種)の記載を明確にし、備品(Ⅱ種)がある場合は、管理業務仕様書において当該備品が備品(Ⅱ種)であるという記載に改める。
111	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設24施設	協定	備品(Ⅱ種)として設定している予約システム稼働用のパソコンにつき、管理業務仕様書において当該パソコンが備品(Ⅱ種)であることを明確にされたい。	次回公募時の管理業務仕様書において、備品(Ⅱ種)として設定している予約システム専用端末が、備品(Ⅱ種)であることを明確にする。
112	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設24施設	協定	協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
113	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設24施設	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてリスク分担表で適正に対処することとした。
114	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設24施設	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
115	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設 24施設	協定	軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。また、徒に「原則」との表現を用いることは避けるべきであり、仮に用いる場合は「例外」の要件を示す必要がある。	リスク分担表における軽微・重大を区別する基準額について、適正な金額及び表現を検討し、記載の内容については制度所管課と連携しつつ整理することとした。
116	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設 24施設	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
117	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設 24施設	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
118	スポーツ振興課	岡山市社会体育施設 24施設	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	指定管理者に対し、保険証券等を提出するよう指示済み。
119	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温 水プール・岡山市東山 プール	指定管理候補者の選定	公募期間については十分な期間をとることが望ましい。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
120	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温 水プール・岡山市東山 プール	指定管理候補者の選定	募集要項には管理業務に係る収支の状況を記載すべきである。	募集要項への収支状況の記載方法等について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いに沿って、適正に対処することとした。
121	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温 水プール・岡山市東山 プール	指定管理候補者の選定	応募辞退者に対してその理由を確認したり、公募に先立ち、サウンディング調査等を実施して、より多くの民間事業者からの応募を得られるよう募集のあり方を検討されたい。	制度所管課と連携しながら、次回公募に向けて、現指定管理者からの意見聴取等、可能な限り意向調査を行い、募集のあり方を検討する。
122	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温 水プール・岡山市東山 プール	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	次期指定管理候補者の選定時における指定管理料上限額の検討においては、指定管理者の過去の収支状況を踏まえて適切な価格設定を検討するとともに、適正価格の見積を徴取する。
123	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温 水プール・岡山市東山 プール	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。	次回公募時の協定書及び管理業務仕様書において、備品(Ⅰ～Ⅲ種)の記載を明確にする。
124	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温 水プール・岡山市東山 プール	協定	備品(Ⅱ種)の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除すべきである。	次回公募時の協定書及び管理業務仕様書においては、備品(Ⅱ種)についての記載を削除する。
125	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温 水プール・岡山市東山 プール	協定	協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容について整理することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
126	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてリスク分担表で適正に対処することとした。
127	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
128	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール	協定	軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。また、徒に「原則」との表現を用いることは避けるべきであり、仮に用いる場合は「例外」の要件を示す必要がある。	リスク分担表における軽微・重大を区別する基準額について、適正な金額及び表現を検討し、記載の内容については制度所管課と連携しつつ整理することとした。
129	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
130	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
131	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	指定管理者に対し、保険証券等を提出するよう指示済み。
132	スポーツ振興課	岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール	施設の管理運営	岡山市立市民屋内温水プール使用料免除、減額に関する取り扱い要領及び岡山市立東山プール使用料免除、減免に関する取り扱い要領について、利用料金が減免される場合（特に、「(4)健康づくり等利用回数が多い場合」及び「(5)その他スポーツ振興、並びに青少年健全育成等に顕著な実績があるもので必要と認めた場合」）について、指定管理者の恣意的な判断が入り込まないように、基準を明確化するよう改めさせるべきである。	利用料金が減免される場合のうち、「(4)健康づくり等利用回数が多い場合」については項目を削除済みであり、その他の場合についても次回公募時において削除を含めた基準の明確化を図ることとした。
133	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	指定管理候補者の選定	公募期間については十分な期間をとることが望ましい。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
134	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	指定管理候補者の選定	募集要項には管理業務に係る収支の状況を記載すべきである。	募集要項への収支状況の記載方法等について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いに沿って、適正に対処することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
135	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	次期指定管理候補者の選定時における指定管理料上限額の検討においては、指定管理者の過去の収支状況を踏まえて適切な価格設定を検討するとともに、適正価格の見積を徴取する。
136	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品(Ⅱ種)を設定しているのであれば、これに関する管理業務仕様書の記載について改めるべきである。	次回公募時の協定書及び管理業務仕様書において、備品(Ⅰ～Ⅲ種)の記載を明確にし、備品(Ⅱ種)がある場合は、管理業務仕様書において当該備品が備品(Ⅱ種)であるという記載に改める。
137	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	協定	備品(Ⅱ種)として設定している予約システム稼働用のパソコンにつき、管理業務仕様書において当該パソコンが備品(Ⅱ種)であることを明確にされたい。	次回公募時の管理業務仕様書において、備品(Ⅱ種)として設定している予約システム専用端末が、備品(Ⅱ種)であることを明確にする。
138	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	協定	協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容について整理することとした。
139	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてリスク分担表で適正に対処することとした。
140	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
141	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	協定	軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。また、徒に「原則」との表現を用いることは避けるべきであり、仮に用いる場合は「例外」の要件を示す必要がある。	リスク分担表における軽微・重大を区別する基準額について、適正な金額及び表現を検討し、記載の内容については制度所管課と連携しつつ整理することとした。
142	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
143	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
144	スポーツ振興課	御津スポーツパーク	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	指定管理者に対し、保険証券等を提出するよう指示済み。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
145	スポーツ振興課	政田サッカー場	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	次期指定管理候補者の選定時における指定管理料上限額の検討においては、指定管理者の過去の収支状況を踏まえて適切な価格設定を検討するとともに、適正価格の見積を徴取する。
146	スポーツ振興課	政田サッカー場	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額を積算するにあたり、各費目を増額する理由となる事情が発生する蓋然性、それらの事情が発生した場合に要するコスト等を詳細に検討することが望ましい。	次回公募時の指定管理料積算において、過去の実績を精査し、また、適宜参考見積書を取得し、適正な指定管理料の積算を行う。
147	スポーツ振興課	政田サッカー場	協定	備品に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。	次回公募時の協定書及び管理業務仕様書において、備品（Ⅰ～Ⅲ種）の記載を明確にする。
148	スポーツ振興課	政田サッカー場	協定	協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容について整理することとした。
149	スポーツ振興課	政田サッカー場	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてリスク分担表で適正に対処することとした。
150	スポーツ振興課	政田サッカー場	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
151	スポーツ振興課	政田サッカー場	協定	天然芝の損傷に対する修繕責任について、一律に指定管理者の負担とすることの妥当性について慎重に検討すべきである。	今後の利用実績をもとに検討し、次回公募時のリスク分担表において対処することとした。
152	スポーツ振興課	政田サッカー場	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
153	スポーツ振興課	政田サッカー場	協定	やむを得ず「協議」が必要になった場合の手続について、協定書及び管理業務仕様書において明確にしておくべきである。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容について整理することとした。
154	スポーツ振興課	政田サッカー場	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
155	スポーツ振興課	政田サッカー場	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	指定管理者に対し、保険証券等を提出するよう指示済み。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
156	スポーツ振興課	政田サッカー場	施設の管理運営	指定管理者による天然芝グラウンドの利用について、法第244条第2項及び第3項で禁止されている不当な利用拒否又は差別的取扱いとなっていないかどうか、施設所管課において定期的に検討されたい。	天然芝グラウンドの一般利用について、施設の利用実態を常に把握するとともに、より一般利用の促進に取り組むよう指示済み。
157	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	指定管理者を1者に特定している条例の定めを見直し、要件を定めた上で適切な者を市長が選定するという形にすることを検討されたい。	現指定管理期間の終了時に向けて条例改正を行うこととし、条例による特定(指定管理者)は削除することとした。
158	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	使用許可基準を統一化、明確化されたい。	手引き等を作成して、各コミュニティハウスで統一的な運用ができるよう施設使用とその許可、減免要件等を示すこととした。
159	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	岡山市公式ウェブサイトコミュニティハウスの利用案内を掲載するなど、広報を充実されたい。	効果的な情報発信のため、岡山市公式ウェブサイトコミュニティハウスの利用案内を掲載することとした。
160	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	利用料金の設定、減免の運用が公の施設として公平性が確保されたものになっているか確認し、問題がある場合は是正が必要である。	利用料金の設定については、承認時に確認を徹底し、利用料金の減免の運用については、手引き等を作成して適正に対処することとした。
161	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	各施設における利用料金が、条例の基準を超えることとなっていないか点検し、問題があるケースは利用料金の定めを変更するよう指導されたい。条例において部屋の機能による区別や冷暖房の使用の加算を定めることも検討されたい。	各施設の利用料金の実態把握を行い、条例の基準を超えるものについては、修正を求めるなどの指導を行うこととした。
162	市民協働企画総務課	コミュニティハウス	現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点	災害発生時の対応、運営がスムーズに出来るよう、危機管理室と連携して協定書の締結や災害時マニュアルの整備、コミュニティ協議会の支援等を行われたい。	災害時に適正に対処するため、関係部署等と協議しながら災害発生時の連絡体制や対応方法等のマニュアルを整備することとした。
163	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	指定管理候補者の選定	岡山市管理規則第5条の第1項第3号の要件充足性に関し、指定管理候補者が「最も合理的」とであると評価すべき理由については、選定時においてより丁寧な検討を行い、その評価の過程及び理由を会議録等に明記した上で、議会や市民に対する説明責任を果たすべきである。	次期指定管理者の選定にあたっては丁寧な検討を行うこととし、その評価の過程及び理由を会議録等に明記する。
164	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	指定管理候補者の選定	事業計画等に関する候補者からのヒアリングを実施し、岡山市管理規則第5条第1項第3号の充足性、非公募方式により当該候補者を指定管理候補者として選定することの合規性、当該候補者の適格性について、厳格に判断される必要がある。	次期指定管理更新時において、候補者からのヒアリングを実施し、合規性・適格性について判断を行う。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
165	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	次期指定管理更新時において、制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
166	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	次期指定管理更新時において、制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
167	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微と重大の区別について、リスク分担表に明記した上、管理業務仕様書との関係を整理されたい。	令和3年度の指定管理仕様書において記載の内容をリスク分担表に明記した。
168	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	次期指定管理更新時において、制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
169	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	次期指定管理更新時において、制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
170	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	次期指定管理更新時において、制度所管課と連携しつつ、記載の内容については、リスク分担表で適正に対処する。
171	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	協定	別表記載の条文番号は「第25条関係」ではなく「第20条関係」に修正されたい。	令和3年度の基本協定書において、条文番号の修正を行った。
172	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	協定	基本協定書及び管理業務仕様書において、いかなる基準で返納額を算出すべきか、指定管理料からの支出が認められる経費の範囲を明確にし、具体的な精算方法を定めるべきである。	次期指定管理更新時において、精算基準の明確化を行う。
173	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	協定	指定管理業務と自主事業とは明確に区別すべきであり、自主事業と位置付けるのであれば、管理業務仕様書の記載は修正されたい。	令和3年度の仕様書において、指定管理業務と自主事業が明確に区別されるよう記載内容の修正を行った。
174	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	施設の管理運営	指定管理者の施設内の事務所の使用状況を確認し、管理業務を行う上で必要と認められる範囲を超えて使用しているときには、目的外使用許可及び使用料の納付を徹底させるべきである。	令和3年度の施設内の事務所使用において、使用内容を把握し、目的外使用許可及び使用料の算定を行った。
175	福祉援護課	岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき	モニタリング	収支状況の確認に当たっては、適宜、帳票との照合を行うべきである。	令和3年度の指定管理料の精算時において、適正支出と収支状況の確認のため、帳票との照合を行うこととした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
176	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	指定管理候補者の選定	応募辞退者に対してその理由を確認したり、公募に先立ち、サウンディング調査等を実施して、より多くの民間事業者からの応募を得られるよう募集のあり方を検討されたい。	令和3年度公募時には辞退理由を確認することとし、制度所管課と連携しながら、より多くの民間事業者からの応募が得られるよう、サウンディング調査等の具体的手法について引き続き検討する。
177	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	協定	協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
178	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	協定	リスク分担の内容は、協定書において明確に定めるべきであり、協定書で定められていないリスク分担の基準を管理業務仕様書のみに記載することは不適切である。	次期指定管理期間の協定書は、協定書にリスク分担の内容を定めることとした。
179	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	協定	修繕責任のリスク分担については、「重大」と「軽微」を区別する基準を明確にし、岡山市と指定管理者のいずれが分担すべきか明確にされたい。	次期指定管理期間の協定書から基準額を設定し、分担について明確にする。
180	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	協定	指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。	次期指定管理期間からの保険の加入について検討し、加入が必要であれば管理業務仕様書に加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示することとした。
181	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	協定	管理業務仕様書「8 備品の管理等」には、協定書が定める備品（Ⅰ種～Ⅲ種）のいずれの備品に関する記述であるのか明確に記載されたい。	次期指定管理期間の管理業務仕様書から、「8 備品の管理等」に、協定書が定める備品（Ⅰ種～Ⅲ種）のいずれの備品に関する記述であるのか明確にする。
182	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	協定	指定管理者が第三者委託を行っているか否かについては確認し、把握し、必要な手続を履践されたい。	第三者委託の有無について確認し、委託している場合は書面により報告するよう指導することとした。
183	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	モニタリング	施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地に赴き備品の管理状況を確認し、適宜、台帳を更新すべきである。	必要に応じて実地調査の検討を行う一方、施設の管理者に対しては備品の確認を徹底するように指導し、確認後の台帳を受領した。
184	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	モニタリング	施設所管課は、指定管理者が実施する利用者アンケートの結果を確認・検討すべきである。	次回の事業報告書提出時に、利用者アンケートの結果を確認・検討することとした。
185	高齢者福祉課	岡山市会陽の里	災害・非常時対応	指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を届け出させるべきである。	次回の事業報告書提出時にあわせて、マニュアル等を届け出させることとした。
186	高齢者福祉課	岡山市会陽の里ふれあいデイサービスセンター	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	施設管理者に対し備品の確認をするよう指導し、確認後の台帳を受領した。



No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
187	高齢者福祉課	岡山市友楽園デイサービスセンター	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	必要に応じて実地調査の検討を行う一方、施設の管理者に対しては備品の管理を徹底するように指導し、確認後の台帳を受領した。
188	高齢者福祉課	老人福祉センター	指定管理候補者の選定	非公募から公募への変更のように、指定管理候補者の選定にあたって重要な議題については、その議論状況についてはマネジメント推進委員会会議録にも詳細に記載されたい。	重要な議題については、次回マネジメント推進委員会から会議録に記載する。
189	高齢者福祉課	老人福祉センター	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
190	高齢者福祉課	老人福祉センター	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
191	高齢者福祉課	老人福祉センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
192	高齢者福祉課	老人福祉センター	協定	軽微・重大を区別する基準につき、一定の基準を設けられたい。	基準額を設定し、次期指定管理期間の協定書から適用する。
193	高齢者福祉課	老人福祉センター	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
194	高齢者福祉課	老人福祉センター	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品(Ⅱ種)の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。	協定書が定める備品(Ⅰ種～Ⅲ種)のいずれの備品に関する記述であるのか明確にすることとし、次期指定管理期間の協定書・管理業務仕様書から適用する。
195	高齢者福祉課	老人福祉センター	協定	指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。	次期指定管理期間からの保険の加入について検討し、加入が必要であれば管理業務仕様書に加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示することとした。
196	高齢者福祉課	老人福祉センター	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	必要に応じて実地調査の検討を行う一方、施設の管理者に対しては備品の管理を徹底するように指導し、適宜備品台帳を確認することとした。
197	高齢者福祉課	老人福祉センター	モニタリング	利用者アンケートは、随時実施されたい。	適時、利用者アンケートを実施することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
198	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	指定管理候補者の選定	非公募から公募への変更のように、指定管理候補者の選定にあたって重要な議題については、その議論状況についてはマネジメント推進委員会会議録にも詳細に記載されたい。	重要な議題については、次回マネジメント推進委員会から会議録に記載する。
199	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
200	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
201	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
202	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、リスク分担表と管理業務仕様書の関係を整理した上、指定管理者との間で一定の基準を定められたい。	管理物件の損傷に対する修繕責任について、制度所管課が示すマニュアルの改定を踏まえて、リスク分担表及び協定書で適正に対処することとした。
203	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
204	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	協定	指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。	次期指定管理期間からの保険の加入について検討し、加入が必要であれば管理業務仕様書に加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示することとした。
205	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品(Ⅱ種)の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。	協定書が定める備品(Ⅰ種～Ⅲ種)のいずれの備品に関する記述であるのか明確にすることとし、次期指定管理期間の協定書・管理業務仕様書から適用する。
206	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	モニタリング	情報開示に関して開示請求や開示の実績がなく、また、自主事業を実施していないのであれば、その旨を事業報告書に記載するよう指導すべきである。	指定管理者に対して、次回事業報告書から、情報開示に関する事項を記載するよう指導することとした。
207	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	必要に応じて実地調査の検討を行う一方、施設の管理者に対しては備品の管理を徹底するように指導し、適宜備品台帳を確認することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
208	高齢者福祉課	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	モニタリング	利用者アンケートは、随時実施されたい。	適時、利用者アンケートを実施することとした。
209	高齢者福祉課	デイサービスセンター	指定管理候補者の選定	指定管理の廃止や民間事業者への事業譲渡のように重要な議題については、その議論状況についてマネジメント推進委員会会議録にも詳細に記載されたい。	重要な議題については、次回マネジメント推進委員会から会議録に記載する。
210	高齢者福祉課	デイサービスセンター	指定管理候補者の選定	非公募から公募への選定方式の変更のように重要な議題については、その議論状況についてマネジメント推進委員会会議録にも詳細に記載されたい。	重要な議題については、次回マネジメント推進委員会から会議録に記載する。
211	高齢者福祉課	デイサービスセンター	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
212	高齢者福祉課	デイサービスセンター	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
213	高齢者福祉課	デイサービスセンター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
214	高齢者福祉課	デイサービスセンター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
215	高齢者福祉課	デイサービスセンター	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
216	高齢者福祉課	デイサービスセンター	協定	指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。	次期指定管理期間からの保険の加入について検討し、加入が必要であれば管理業務仕様書に加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示することとした。
217	高齢者福祉課	デイサービスセンター	協定	協定書の備品(Ⅱ種)の取扱いがある場合は、岡山市マニュアル[資料編]の基本協定書の雛形に従い、「管理業務仕様書に定める」ことにより、備品(Ⅱ種)を具体的に特定されたい。	協定書が定める備品(Ⅰ種～Ⅲ種)のいずれの備品に関する記述であるのか明確にすることとし、次期指定管理期間の協定書・管理業務仕様書から適用する。
218	高齢者福祉課	デイサービスセンター	モニタリング	施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地に赴き備品の管理状況を確認し、適宜、台帳を更新すべきである。	必要に応じて実地調査の検討を行う一方、施設の管理者に対しては備品の管理を徹底するように指導し、適宜備品台帳を確認することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
219	高齢者福祉課	老人憩の家	指定管理候補者の選定	選定過程の透明化について常に留意し、指定管理候補者の選定過程における議論状況について記載された会議録等については、いつでも公開ないし説明が可能な状態を確保しておくべきである。	会議録については適切に保管することとし、既に対応済みである。
220	高齢者福祉課	老人憩の家	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、過去の実績を前提とするのではなく、統一的な考え方に基づいて積算された金額について、本施設の個別的な事情に応じて修正する方法が望ましい。統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	指定管理料の上限額について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いを踏まえ、次期指定管理料積算時から、より適正な方法で積算することとした。
221	高齢者福祉課	老人憩の家	協定	指定管理者に、高額な金員を管理させるのは止めるべきであり、仮に積立金や繰越金を認めるとしても、協定書や管理業務仕様書で上限額等を明確に定めるべきである。	指定管理料について、年度ごとの精算方式を採用することとした。
222	高齢者福祉課	老人憩の家	協定	指定管理者の経営努力による経費の圧縮が期待されているとはいえない場合には、指定管理料については年度ごとの精算方式とすることが望ましい。遅くとも次回更新までに検討されたい。	指定管理料について、年度ごとの精算方式を採用することとした。
223	高齢者福祉課	老人憩の家	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
224	高齢者福祉課	老人憩の家	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
225	高齢者福祉課	老人憩の家	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担及び協定書で適正に対処する。
226	高齢者福祉課	老人憩の家	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微・重大を区別する基準を明確にした上、リスク分担表と管理業務仕様書の内容を整合するよう改められたい。	管理物件の損傷に対する修繕責任について、制度所管課が示すマニュアルの改定を踏まえて、リスク分担表及び協定書で適正に対処することとした。
227	高齢者福祉課	老人憩の家	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
228	高齢者福祉課	老人憩の家	協定	指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。	次期指定管理期間からの保険の加入について検討し、加入が必要であれば管理業務仕様書に加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示することとした。
229	高齢者福祉課	老人憩の家	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の関係を明確にされたい。備品(Ⅱ種)の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。	協定書が定める備品(Ⅰ種～Ⅲ種)のいずれの備品に関する記述であるのか明確にすることとし、次期指定管理期間の協定書・管理業務仕様書から適用する。
230	高齢者福祉課	老人憩の家	モニタリング	施設所管課は、事業報告書の内容を精査し、記載漏れがある場合や記載の正確性に疑いがある場合には、指定管理者に対して確認の上、上記条例及び協定書が定める事業報告書の記載事項を正確に報告するよう、指定管理者に対し指導すべきである。	次回事業報告書提出時には、事業報告書の不備等に対し、正確に報告するよう指定管理者に対し指導することとした。
231	高齢者福祉課	老人憩の家	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	必要に応じて実地調査の検討を行う一方、施設の管理者に対しては備品の管理を徹底するように指導し、適宜備品台帳を確認することとした。
232	高齢者福祉課	老人憩の家	モニタリング	収支計画書に記載されておらず、かつ、施設の管理との関連性が不明確な支出については、随時、施設所管課において指定管理者に対して支出内容を確認されたい。仮に管理業務と無関係の支出であることが判明した場合は、事業報告書の「管理に係る経費の収支状況」の記載からは削除するよう指定管理者に対して指導されたい。	次回事業報告書提出時から、支出内容を確認し、適正な事業報告書を提出するよう指導することとした。
233	高齢者福祉課	老人憩の家	モニタリング	利用者アンケートは、随時実施されたい。	適時、利用者アンケートを実施することとした。
234	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	指定管理候補者の選定	選定過程の透明化については常に留意が必要であり、指定管理候補者の選定過程における議論状況については、会議録等において詳細に記載されたい。	次回会議から、会議録に議論状況を詳細に記載する。
235	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	協定	指定管理者に、高額な金員を管理させるのは止めるべきであり、仮に積立金や繰越金を認めるとしても、協定書や管理業務仕様書で上限額等を明確に定めるべきである。	次期指定管理期間から精算方式を採用することとした。
236	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	協定	指定管理者の経営努力による経費の圧縮が期待されているとはいえない場合には、指定管理料については年度ごとの精算方式とすることが望ましい。遅くとも次回更新までに検討されたい。	次期指定管理期間から精算方式を採用することとした。
237	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
238	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
239	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
240	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者との間で、軽微・重大を区別する一定の基準を定められたい。	基準額を設定し、次期指定管理期間の協定書から適用する。
241	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
242	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	協定	指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。	次期指定管理期間からの保険の加入について検討し、加入が必要であれば管理業務仕様書に加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示することとした。
243	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	協定	管理業務仕様書において、備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書の定めと整合する内容を記載し、備品の分類を明確にされたい。備品(Ⅱ種)の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。	協定書が定める備品(Ⅰ種～Ⅲ種)のいずれの備品に関する記述であるのか明確にすることとし、次期指定管理期間の協定書・管理業務仕様書から適用する。
244	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	モニタリング	「交際費」といった指定管理業務との関連性が不明確な支出については、随時、施設所管課において指定管理者に対して支出内容を確認されたい。仮に管理業務と無関係の支出であることが判明した場合は、事業報告書の「管理に係る経費の収支状況」の記載からは削除するよう指定管理者に対して指導されたい。	担当において支出内容を確認し、適正な事業報告書を提出するよう指導することとした。
245	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	モニタリング	管理業務仕様書にⅠ種、Ⅱ種及びⅢ種のいずれの備品に関するものであるのか明確に記載すべきであるとともに、施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地において備品の管理状況を確認すべきである。	膨大な備品を職員が現地確認することは実務上困難だが、次回より管理業務仕様書に備品の区分を明確に記載し、施設の管理者に対しては、備品の管理を徹底するよう指導した上、担当において適宜備品台帳の確認を行うこととした。
246	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	モニタリング	利用者アンケートは、随時実施されたい。	適時、利用者アンケートを実施することとした。
247	障害福祉課	岡山市障害者体育センター	指定管理候補者の選定	応募辞退者に対し、その理由を確認し、また、サウンディング調査を活用するなどして、より多くの応募者数となるよう募集のあり方を検討されたい。	令和3年度中に、過去に応募のあった民間事業者へのヒアリング調査の実施等により民間事業者の意向を把握した上で条件設定を行うなど、応募者を増加させる方策について検討する。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
248	障害福祉課	岡山市障害者体育センター	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については整理することとした。
249	障害福祉課	岡山市障害者体育センター	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
250	障害福祉課	岡山市障害者体育センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
251	障害福祉課	岡山市障害者体育センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微・重大を区別する一定の基準を設けられたい。	50万円未満の物については指定管理者で修繕を行うことと契約書に記載済みであり、さらに制度所管課が示すマニュアルの取扱いを踏まえて、適正な基準を示せるよう協議することとした。
252	障害福祉課	岡山市障害者体育センター	協定	年間50万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
253	障害福祉課	岡山市障害者体育センター	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
254	障害福祉課	岡山市障害者体育センター	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する包括協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容については明確にし適正に対処する。(令和4年4月改正を別途)
255	障害福祉課	岡山市障害者体育センター	モニタリング	施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地に赴き備品の管理状況を確認すべきである。	指定管理者から報告を求めるとともに、年に1回現地に赴き、管理物品一覧表に記載されている備品の管理状況を確認することとした。
256	障害福祉課	岡山市障害者体育センター	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	指定管理者に対して、開示請求の有無等、情報開示について報告するよう求めることとした。
257	保健管理課	障害者生活支援センター	指定管理候補者の選定	公募期間については、当該施設の実情に応じて、新規参加者が事業計画を立案し合理的な経営判断を行うために十分な期間を確保されたい。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
258	保健管理課	障害者生活支援センター	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する基本協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容については明確にし適正に対処する。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
259	保健管理課	障害者生活支援センター	協定	指定管理料で購入した物品が指定管理者ではなく岡山市の所有に属するとする法的根拠を明確にされたい。また、寄付受領等の適正な手続を履践されたい。	指定管理料で購入した備品の所有権は指定管理者にあることを確認。このため、令和3～7年度の指定管理については、所有権が指定管理者にあることを前提に、管理業務仕様書の記載を「指定管理者が準備すべき物品に関する指定期間終了時の取扱いについては、岡山市との協議により決定する」と改めた。
260	保健管理課	障害者生活支援センター	協定	基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については整理することとした。
261	保健管理課	障害者生活支援センター	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
262	保健管理課	障害者生活支援センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
263	保健管理課	障害者生活支援センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
264	保健管理課	障害者生活支援センター	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
265	保健管理課	障害者生活支援センター	自主事業	施設設置目的に照らして目的の範囲内とは認めがたい自主事業については、目的外自主事業として整理すべきである。	自主事業の内容を精査し、目的の範囲内とは認めがたい自主事業については、目的外自主事業として整理することとした。
266	保健管理課	障害者生活支援センター	モニタリング	施設所管課は、アンケートの実施に対して回答を得られるよう指定管理者とともに検討すべきである。	マニュアルを踏まえた内容により、アンケートの内容、配布・回収方法等について指定管理者とともに内容を決定することとした。
267	保健管理課	障害者生活支援センター	モニタリング	施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地に赴き備品の管理状況を確認すべきである。	年に1回現地に赴き、管理物品一覧表に記載されている備品の管理状況を確認することとした。
268	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	指定管理候補者の選定	募集要項には、新規参入者が適切にリスクを計算し、充実した事業計画を立案するために必要な情報を記載されたい。	新規参入者が適切にリスクを計算し、充実した事業計画を立案するために必要な情報について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いに沿って、適正に整理することとした。



No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
269	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	指定管理候補者の選定	多数の新規参加者が応募しやすい環境を整備するため、公募期間は新規参加者にとって十分な検討が可能となるような期間を確保すべきである。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
270	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する基本協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にし、両者に齟齬が生じないように十分に検討した上で作成されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については明確にし適正に対処する。
271	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	協定	基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
272	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
273	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
274	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
275	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
276	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	事業報告書に情報を記載するよう指導済。
277	保健管理課	岡山市御津保健福祉ステーション	モニタリング	施設所管課は、アンケートの実施に対して回答を得られるよう指定管理者とともに検討すべきである。	マニュアルを踏まえた内容により、アンケートの内容、配布・回収方法等について指定管理者とともに内容を決定することとした。
278	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者から事業計画等に関するヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。	指定管理者非公募選定にあたり、特定の団体の選定を前提として検討するのではなく、ヒアリングを実施し、実質的な審議を行う。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
279	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	協定	長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、指定期間を原則どおり5年に設定されたい。	指定期間は原則どおり5年と考えるが、指定期間を10年とする際は必要性を検証の上、会議録等への十分な記録化を行う。
280	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	協定	基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
281	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	協定	協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表にて適正に対処する。
282	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
283	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
284	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	協定	管理業務仕様書において、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）に関する区別を明確にし、基本協定書の内容と齟齬が生じないよう、または、取扱いの内容について遺漏なきよう記載を改められたい。	令和2年度に整理し、基本協定書及び管理業務仕様書について変更済みである。
285	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	モニタリング	事業報告書において、基本協定書が定める情報開示の状況及び自主事業の実施状況を記載するよう、指定管理者に改善指導すべきである。	事業報告書提出の際には、報告書内に情報開示や自主事業実施の有無の記載を入れるよう、指定管理者に対して指導することとした。
286	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	モニタリング	施設所管課は、本施設のように指定管理料の精算方式が採用されている場合、定期的に（少なくとも1年に1回）帳簿と帳票等との照合も含め、実地調査及び検査を行うべきである。	定期的に帳簿と帳票等との照合も含め、実地調査及び検査を行っていくこととした。
287	医療政策推進課	岡山市休日夜間急患診療所	モニタリング	利用者アンケートは、常時実施されたい。なお、電話での問い合わせにも対応しているため、施設に赴かなくても回答が可能な方法により実施すべきである。	利用者に対するアンケート等の実施をすることとした。
288	医療政策推進課	国立病院機構岡山市立金川病院	協定	協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表にて適正に対処する。
289	医療政策推進課	国立病院機構岡山市立金川病院	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
290	医療政策推進課	国立病院機構岡山市立金川病院	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微・重大を区別する基準を協定書に明記されたい。その際、指定管理者の負担については、年間の上限額などを設けることにより、リスクを明確化するよう努められたい。	令和4年4月以降の協定書にて岡山市が実施する建物の基幹部分に係る改修を示すこととした。
291	医療政策推進課	国立病院機構岡山市立金川病院	協定	災害等による損害についても、詳細なリスク項目を検討して、リスク分担を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
292	医療政策推進課	国立病院機構岡山市立金川病院	協定	指定管理業務の実施のために必要な、備品台帳に示す備品以外の備品に関する取扱いについても協定書及び管理業務仕様書に明記されたい。	令和4年4月以降の協定書にて市が貸与する備品以外の備品の取扱いの規定を追加することとした。
293	医療政策推進課	国立病院機構岡山市立金川病院	モニタリング	協定書第19条で引用する条例の条項が誤っているため、訂正されたい。	令和4年4月以降の協定書では正しい条文を引用することとした。
294	医療政策推進課	国立病院機構岡山市立金川病院	モニタリング	事業報告書にいかなる情報を記載させるべきか、施設所管課において具体的に検討し、整理した上で、協定書又は管理業務仕様書に明記すべきである。	令和4年4月以降の仕様書に、報告事項の項目を設けることとした。
295	医療政策推進課	国立病院機構岡山市立金川病院	モニタリング	施設所管課は、随時、利用者アンケートの内容を確認し、指定管理者との協議会において協議、検討すべきである。	令和4年4月以降の仕様書に、アンケート結果の提出に関する規定を設けることとした。
296	医療政策推進課	国立病院機構岡山市立金川病院	災害・非常時対応	指定管理者に対し、緊急事態発生時の対応についてマニュアル等を作成させ、これを届け出させるべきである。	令和2年度中に、指定管理者に対し、緊急事態発生時の対応についてマニュアル等を作成させ、既に届け出があった。
297	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	指定管理候補者の選定	公募期間については十分な期間を設けることが望ましい。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
298	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	指定管理候補者の選定	食事料金については、条例の改正によって利用料金として位置付けるか、食事提供業務を自主事業として位置付けるか整理した上、募集要項記載の収支表の記載を改められたい。	食事料金の位置付けを整理のうえ、募集要項記載の収支表の記載を改める。
299	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	協定	基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
300	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課の対応方針に従い、リスク分担表で適正に対処することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
301	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
302	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
303	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	協定	本施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、修繕費の総額について上限を設定した上で、修繕責任負担額の基準額の見直しを検討すべきである。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
304	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
305	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	協定	賠償責任保険に関する基本協定書と標準仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。	齟齬を解消し、岡山市が契約している保険内容及び指定管理者が契約すべき保険内容について記載した。
306	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	モニタリング	協定書及び管理業務仕様書に連絡会議を定めるとともに、施設所管課は、指定管理者と定期的に連絡会議を開催すべきである。	マニュアル記載の連絡会議を協定書、管理業務仕様書に定めた上、定期的に開催することとした。
307	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	モニタリング	施設所管課は、アンケートの実施に対して回答を得られるよう指定管理者とともに検討すべきである。	アンケート収集箱を来場者の目に触れやすい場所に移動するとともに、団体利用者に対しアンケート依頼を行うこととした。
308	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	モニタリング	管理業務仕様書の「1 法令等の遵守」に労働関係法令を記載すべきである。	管理業務仕様書に労働関係法令を記載した。
309	地域子育て支援課	岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森	モニタリング	施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地において備品の管理状況を確認すべきである。	令和3年9月3日現地において備品の管理状況を確認した。今後も少なくとも年に1回は、現地において備品の管理状況を確認する。
310	地域子育て支援課	児童館	指定管理候補者の選定	非公募方式による指定管理候補者選定の可否を判断する場合、推進委員会において岡山市管理規則の定める要件を充たすか否か厳格に判断されたい。	わかりやすい説明の仕方等、審査会委員から所管課に対する助言等は、非公募による指定管理者選定の審議にかかる意見とは区別して、必要に応じて参考として記録することとした。今後とも非公募による指定管理者選定の要件を満たすかどうか適正に審査していく。
311	地域子育て支援課	児童館	協定	指定管理業務として指定管理者に利用許可を行わせる旨の管理業務仕様書の記載は不適切であり、記載を改めるべきである。	令和3年度からの管理業務仕様書では、利用許可を行わせる旨の不適切な記載を改めた。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
312	地域子育て支援課	児童館	協定	協定書において具体的な精算方法について規定し、精算返納の有無及び内容については詳細に確認し把握すべきである。	精算返納の有無及び内容については詳細に確認し把握できるよう、来年度の協定書において具体的な精算方法について記載することとする。
313	地域子育て支援課	児童館	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
314	地域子育て支援課	児童館	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
315	地域子育て支援課	児童館	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
316	地域子育て支援課	児童館	協定	施設の修繕責任につき、リスク分担表と管理業務仕様書とが矛盾している。整合するよう内容を改められたい。なお、物件の損傷についての責任とはいえ、指定管理者の責任によって生じた損害は、指定管理者の責任とするのが妥当である。	令和3年度からの仕様書は、リスク分担表と矛盾が生じないよう修正した。
317	地域子育て支援課	児童館	協定	利用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合に関するリスク分担について整理した上、明確にされたい。	利用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合の取扱いについては、令和3年度から、制度所管課のマニュアルの内容を踏まえて仕様書では記載せず、利用者に対しての請求等の対応方法は別途整理することとした。
318	地域子育て支援課	児童館	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
319	地域子育て支援課	児童館	モニタリング	収支状況の確認に当たっては、報告書記載に係る経費支出について定期的に帳票との照合を行うべきである。	令和3年度から、収支状況について定期的に帳票との照合を行うこととした。
320	地域子育て支援課	児童館	モニタリング	施設所管課は、指定管理者が実施した利用者アンケートの結果を適宜確認し、その結果について指定管理者との間で協議すべきである。	令和3年度から、利用者アンケートの結果を指定管理者と協議することとした。
321	地域子育て支援課	児童館	モニタリング	管理業務仕様書の「1 法令等の遵守」に労働関係法令を記載すべきである。	令和3年度からの仕様書には、労働関係法令を記載した。
322	地域子育て支援課	児童館	モニタリング	施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地において備品の管理状況を確認すべきである。	令和3年度から、少なくとも年に1回は、備品の管理状況を確認することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
323	地域子育て支援課	児童館	個人情報保護・情報公開	協定書において、情報公開についての必要な措置を講じる義務を課すべきであり、また、指定管理者に対するモニタリングの一環として、指定管理者が「情報の公開について必要な措置」を講じているか否かにつき、定期的に確認・チェックされたい。	情報公開に係る協定書の記載や確認方法等について、制度所管課が示すマニュアル改正の内容を踏まえ、より適正な措置を講じられるものになるよう改めることとした。
324	地域子育て支援課	ふれあい児童館	指定管理候補者の選定	非公募方式による指定管理候補者選定の可否を判断する場合、推進委員会において岡山市管理規則の定める要件を充たすか否か厳格に判断されたい。	わかりやすい説明の仕方等、審査会委員から所管課に対する助言等は、非公募による指定管理者選定の審議にかかる意見とは区別して、必要に応じて参考として記録することとした。今後とも非公募による指定管理者選定の要件を満たすかどうか適正に審査していく。
325	地域子育て支援課	ふれあい児童館	協定	指定管理業務として指定管理者に利用許可を行わせる旨の管理業務仕様書の記載は不適切であり、記載を改めるべきである。	令和3年度からの管理業務仕様書では、利用許可を行わせる旨の不適切な記載を改めた。
326	地域子育て支援課	ふれあい児童館	協定	協定書又は管理業務仕様書に具体的な精算方法について記載し、精算返納の有無及び内容を詳細に確認し把握すべきである。	精算返納の有無及び内容については詳細に確認し把握できるよう、来年度の協定書において具体的な精算方法について記載することとする。
327	地域子育て支援課	ふれあい児童館	協定	基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
328	地域子育て支援課	ふれあい児童館	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
329	地域子育て支援課	ふれあい児童館	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
330	地域子育て支援課	ふれあい児童館	協定	施設の修繕責任につき、リスク分担表と管理業務仕様書とが整合するよう内容を改められたい。	令和3年度からの仕様書は、リスク分担表と矛盾が生じないよう修正した。
331	地域子育て支援課	ふれあい児童館	協定	利用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合に関するリスク分担について整理した上、明確にされたい。	利用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合の取扱いについては、令和3年度から、制度所管課のマニュアルの内容を踏まえて仕様書では記載せず、利用者に対しての請求等の対応方法は別途整理することとした。
332	地域子育て支援課	ふれあい児童館	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
333	地域子育て支援課	ふれあい児童館	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	令和3年度から、情報開示の状況の記載がある報告書の提出を求めることとした。
334	地域子育て支援課	ふれあい児童館	モニタリング	収支状況の確認に当たって、報告書記載に係る経費支出について定期的に帳票との照合を行うべきである。	令和3年度から、収支状況について定期的に帳票との照合を行うこととした。
335	地域子育て支援課	ふれあい児童館	モニタリング	施設所管課は、指定管理者が実施した利用者アンケートの結果を適宜確認し、その結果について指定管理者との間で協議すべきである。	令和3年度から、利用者アンケートの結果を指定管理者と協議することとした。
336	地域子育て支援課	ふれあい児童館	モニタリング	管理業務仕様書の「1 法令等の遵守」に労働関係法令を記載すべきである。	令和3年度からの仕様書には、労働関係法令を記載した。
337	地域子育て支援課	ふれあい児童館	モニタリング	施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地において備品の管理状況を確認すべきである。	令和3年度から、少なくとも年に1回は備品の管理状況を確認することとした。
338	地域子育て支援課	ふれあい児童館	個人情報保護・情報公開	協定書において、情報公開についての必要な措置を講じる義務を課すべきであり、また、指定管理者に対するモニタリングの一環として、指定管理者が「情報の公開について必要な措置」を講じているか否かにつき、定期的に確認・チェックされたい。	情報公開に係る協定書の記載や確認方法等について、制度所管課が示すマニュアル改正の内容を踏まえ、より適正な措置を講じられるものになるよう改めることとした。
339	環境事業課	神崎緑地プラザ	指定管理候補者の選定	申請者が指定管理候補者としての適格性を有するか否かは、公募・非公募を決定する上での「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的である」(岡山市管理規則第5条第1項第3号)か否かとは別個の問題として、あらためて実質的な確認・チェックを行うべきである。	次回選定時には、審査基準に則り、指定管理候補者としての適格性を実質的に確認・チェックを行う。
340	環境事業課	神崎緑地プラザ	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。	次期指定管理者選定時には、非公募選定にあたり、特定の団体の選定を前提として検討するのではなく、ヒアリングを実施し、実質的な審議を行う。
341	環境事業課	神崎緑地プラザ	協定	指定管理期間中における指定管理料の引上げの必要性については、具体的かつ慎重に検討されたい。	指定管理料の引上げを行う場合には、その必要性を具体的かつ慎重に検討を行う。
342	環境事業課	神崎緑地プラザ	協定	長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、指定期間を原則どおり5年に設定されたい。	次回選定時には、指定期間を原則どおりの5年とする。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
343	環境事業課	神崎緑地プラザ	協定	指定管理者に対して使用料徴収を委託した旨の告示を徹底されたい。	指摘を受け直ちに告示を行った。今後は遺漏のないよう、告示を徹底する。
344	環境事業課	神崎緑地プラザ	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容について整理することとした。
345	環境事業課	神崎緑地プラザ	協定	協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、協議の方法についても明確にされたい。	制度管理課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表にて適正に対処する。
346	環境事業課	神崎緑地プラザ	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度管理課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
347	環境事業課	神崎緑地プラザ	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度管理課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表にて適正に対処する。
348	環境事業課	神崎緑地プラザ	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品(Ⅱ種)の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各内容について明確に記載し、適正に対処する。
349	環境事業課	神崎緑地プラザ	施設の管理運営	管理業務に関するマニュアルを整備することが望ましい。	管理業務に関するマニュアルを整備し、運用を行っている。
350	環境事業課	神崎緑地プラザ	施設の管理運営	使用料の徴収及び収納については、施設所管課においてマニュアルを作成し、それに基づく運用とされたい。	使用料の徴収及び収納についてマニュアルを整備し、運用を行っている。
351	環境事業課	神崎緑地プラザ	施設の管理運営	指定管理者に対して速やかに管理人を統括する現場責任者の届出を求めると共に、変更があった場合にも速やかに届出が行われるよう措置を講じられたい。	指定管理者から現場責任者の届出を受け、変更があった場合にも速やかに届出が行われるよう措置を講じた。
352	環境事業課	神崎緑地プラザ	モニタリング	管理人の就業条件を確認すると共に、人件費の支出が適正に行われているか確認されたい。	管理人の就業条件を確認し、人件費の適正な支出についても確認をした。
353	環境事業課	神崎緑地プラザ	モニタリング	利用者アンケートは、常時実施する必要までではないと認められる場合であっても、定期的に実施されたい。	利用者アンケートを実施することとし、アンケート用紙を設置した。
354	環境事業課	神崎緑地プラザ	個人情報保護・情報公開	個人情報受託管理責任者の氏名及び連絡先等の必要な情報については、市に対して届け出るよう指定管理者に求めることが望ましい。	指定管理者に対して、個人情報受託管理責任者の氏名及び連絡先等の必要な情報の届出を求め、届出を受けた。



No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
355	環境施設課	浅越スポーツパーク	指定管理候補者の選定	非公募方式による指定管理候補者の選定を可とする要件としての「特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められる」か否かにつき施設所管課において判断する際は、サウンディング等も実施した上で慎重に判断されたい。	次期指定管理者選定の際には、サウンディング等の実施も検討し、最も合理的な選定となるよう努める。
356	環境施設課	浅越スポーツパーク	指定管理候補者の選定	非公募方式による指定管理候補者の選定を可とする要件の有無については、推進委員会において慎重かつ適正に認定されたい。	マネジメント推進委員会と協議し、次期指定管理候補者の選定に当たっては、選定要件の可否等を厳格に判断し、審議内容を記録することとした。
357	環境施設課	浅越スポーツパーク	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について選定基準に沿って確認、審査した上、その内容を会議録に記載すべきである。	マネジメント推進委員会と協議し、次期指定管理候補者の選定に当たっては、選定要件の可否等を厳格に判断し、審議内容を記録することとした。
358	環境施設課	浅越スポーツパーク	指定管理候補者の選定	人件費の支出が最低賃金法に実質的に違反する状態になっていないか否かを随時確認すると共に、指定期間途中であっても指定管理料の増額の要否について慎重に検討されたい。	人件費が最低賃金法に違反する状態にないか随時確認しているが、下回ることがあれば指定管理者と協議する。
359	環境施設課	浅越スポーツパーク	協定	利用者受付等の施設の一般的な管理業務以外に施設の設置目的に適合する業務を指定管理者に義務付ける場合は、指定管理業務として位置付けると共に、業務内容を具体的に明記すべきである。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務仕様書では、業務を具体的に追記し、業務実施要領に指定管理者の業務として位置付けた。
360	環境施設課	浅越スポーツパーク	協定	協定書と管理業務仕様書の内容に矛盾が生じないよう内容を修正するか、協定書上に管理業務仕様書の記載が優先される旨を明記し、指定管理者が保険加入義務を負っていることを明確にすべきである。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定書では、業務管理仕様書との整合性を取り、内容に矛盾が生じないよう修正した。
361	環境施設課	浅越スポーツパーク	協定	申請要項及び協定書において、指定管理者が加入すべき保険の具体的内容を明確にすべきである。	次期指定管理募集要項において、指定管理者が加入すべき保険の具体的内容を明確にする。
362	環境施設課	浅越スポーツパーク	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定書では、リスク分担表に関する事項を加えた。
363	環境施設課	浅越スポーツパーク	協定	やむを得ず協議により負担を決定する場合における協議の方法について明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については明確にし適正に対処する。
364	環境施設課	浅越スポーツパーク	協定	管理業務仕様書において備品(Ⅲ種)に関する記述を追加し、備品(Ⅱ種)と備品(Ⅲ種)の区別を明確にされたい。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定書では、備品(Ⅱ)と備品(Ⅲ)を区別した。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
365	環境施設課	浅越スポーツパーク	モニタリング	協定書の規定は条例と齟齬が生じないよう、また、管理業務仕様書の内容は条例及び協定書の規定と齟齬が生じないよう、施設所管課において十分に整合性を検討し、記述を整理されたい。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定書では、協定書における指摘事項の誤記訂正を行った。 また、毎月終了後の事業報告書に関する規定を追記し、仕様書との整合性を取った。
366	環境施設課	山上エコ交流館	指定管理候補者の選定	非公募方式による指定管理候補者の選定が認められるべき要件を充たすか否かについては、施設所管課において厳格に判断されたい。また、市民に対する説明責任の観点からも、要件を充足すると認められる十分な理由を公の施設の点検票に記載し、明確に説明されたい。	点検票の記載内容について、次回調査時の点検票より記載内容を明確にし対応する。
367	環境施設課	山上エコ交流館	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について実質的な審査を行った上、審査内容を会議録に記載すべきである。	マネジメント推進委員会と協議し、次期指定管理候補者の選定に当たっては、選定要件の可否等を厳格に判断し、審議内容を記録することとした。
368	環境施設課	山上エコ交流館	指定管理候補者の選定	収支計画書への記載については、各項目についての内訳についての記載を求め、積算根拠を明確化するべきである。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定では、収支計画書に各項目の内訳について記載を求め、積算根拠を明確化した。
369	環境施設課	山上エコ交流館	協定	指定管理者に対して使用料徴収を委託した旨の告示を徹底されたい。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定では、告示をおこなった。
370	環境施設課	山上エコ交流館	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定書では、協定書内にリスク分担表の項目を作成した。
371	環境施設課	山上エコ交流館	協定	第三者に生じた損害の賠償責任につき、「管理物件の瑕疵により生じたもの」については、原則として岡山市の負担とし、点検及び報告業務の懈怠に基づく損害については指定管理者の負担とする旨を明確にすべきである。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定では、リスク分担表への反映をおこなった。
372	環境施設課	山上エコ交流館	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定では、リスク分担表への反映をおこなった。
373	環境施設課	山上エコ交流館	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定では、リスク分担表への反映をおこなった。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
374	環境施設課	山上エコ交流館	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定では、リスク分担表への反映をおこなった。
375	環境施設課	山上エコ交流館	協定	包括協定書及び管理業務仕様書の備品管理に関する記述につき検討し、正確かつ整合性ある記述とされたい。	令和3年度から令和7年度の指定管理業務協定書では、協定書内に備品管理に関する項目を作成した。
376	環境施設課	山上エコ交流館	施設の管理運営	「エコ交流館の行事又は山上エコ交流館管理委員会の行事」について、自主事業として位置付けることの適否を検討し、自主事業として位置付けることが適当である場合は、自主事業の実施のために必要な手続を履践するよう改められたい。	当該事業について、自主事業として位置付けることとし、次回契約締結時には仕様書等へ明記することとした。
377	環境施設課	山上エコ交流館	モニタリング	年間収支計画書に記載されておらず、かつ、指定管理業務との関連性が不明確な支出については、随時、施設所管課において指定管理者に対して支出内容を確認されたい。仮に管理業務と無関係の支出であることが判明した場合は、事業報告書の「管理に係る経費の収支状況」の記載からは削除するよう指定管理者に対して指導されたい。	指定管理者へ無関係な支出の記載をしないよう指導済みであり、今後も引き続き支出内容を確認し、適正に努めることとした。
378	環境施設課	当新田健康増進施設(コート岡山南)	協定	事業報告書に記載すべき事項を施設の特性に応じて具体的に検討し、特定事業契約書等とは別に作成されるべき協定書等において明確かつ具体的に特定されたい。	指定管理者と協議し、事業報告書に記載すべき事項が明確になるよう協定書を締結した。
379	環境施設課	東部健康増進施設(健康プラザ西大寺)	協定	事業報告書に記載すべき事項を施設の特性に応じて具体的に検討し、特定事業契約書等とは別に作成されるべき協定書等において明確かつ具体的に特定されたい。	指定管理者と協議し、事業報告書に記載すべき事項が明確になるよう令和3年9月に協定書を締結した。
380	環境施設課	東部健康増進施設(健康プラザ西大寺)	モニタリング	事業報告書に記載すべき事項については、特定事業契約書とは別に作成されるべき協定書等に明記し、条例が求める記載事項を具体化されたい。	指定管理者と協議の上、事業報告書に記載すべき事項が明確になるよう協定書を交わした。
381	環境施設課	西部リユースプラザ	協定	協定書・管理業務仕様書の内容については、運営業務委託契約書との整合性にも配慮した上、指定管理に特化した観点から、十分に検討されたい。また、協定書・管理業務仕様書、運営業務委託契約書、その他の関連文書の優先関係を整理されたい。	指定管理者と協議し、協定書や契約書の優先関係が明確になるよう令和3年9月に覚書を交わした。
382	環境施設課	西部リユースプラザ	モニタリング	毎年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書に、自主事業に係る収支状況を記載するよう改善指導されたい。	令和2年度の事業報告書には自主事業の収支状況が記載されたものを提出してもらった。
383	環境施設課	西部リユースプラザ	モニタリング	運営業務委託契約書別紙1「モニタリング実施要領等」に基づくモニタリングが、本施設の指定管理状況に対するモニタリングにおいて、どのように具体化するか整理されたい。	これまでもモニタリング実施要領等に基づき月報が提出される際に、指定管理状況について報告を受け、確認しているところ。より良いモニタリングが実施できるよう、適宜対応していく。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
384	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	指定管理候補者の選定	指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
385	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	次期指定管理候補者の選定時における指定管理料上限額の検討においては、指定管理者の過去の収支状況を踏まえて適切な価格設定を検討するとともに、適正価格の見積を徴取する。
386	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	協定	包括協定書および管理業務仕様書から備品(Ⅱ種)を想定した記載は、削除されるべきである。	令和4年度以降の指定管理者選定においては、備品(Ⅱ)を想定しそれらを仕様書へリスト化して示したため、包括協定書および管理業務仕様書へはそれを想定した記述を継続して記載した。
387	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	協定	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品の管理状況を確認すべきである。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、施設所管課が必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新することとした。
388	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
389	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	協定	第三者に生じた損害の賠償責任につき、管理業務の範囲についての記載を削除し、「管理物件の瑕疵により生じたもの」という記載に統一し、リスク分担を検討されるべきである。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
390	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
391	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
392	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	協定	年間100万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。	原則軽微な修繕(1件につき10万円未満〔消費税及び地方消費税を含む〕)については指定管理者の負担とし、重大な修繕(1件につき10万円以上〔消費税及び地方消費税を含む〕)については岡山市の負担とする旨のリスク分担表を作成し、次期指定管理者募集要項へ掲載した。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
393	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
394	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	施設の管理運営	管理業務に関するマニュアルを整備することが望ましい。	簡易的な管理業務に関するマニュアルはあり、それに基づいて管理運営してきたが、意見を受け更に充実を図ることとした。
395	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	施設の管理運営	使用料の徴収及び収納については、施設所管課においてマニュアルを作成し、それに基づく運用とされたい。	意見を受け、簡易的な使用料の徴収及び収納についてのマニュアルを作成し運用を開始しているが、今後更に充実を図ることとした。
396	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	施設の管理運営	第三者委託契約における市長の事前承諾手続については遺漏無きようにされたい。	協定書締結時に遺漏が無いよう、必要な手続きをリスト化し複数人でチェックできる体制を整備することとした。
397	産業振興・雇用推進課	岡山市勤労者福祉センター	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要な改正を行うこととした。
398	観光振興課	岡山城天守閣	指定管理候補者の選定	岡山市管理規則第5条の第1項第3号の要件充足性に関し、岡山市の政策目的との関係で現指定管理者が「最も合理的」と評価すべき理由については、指定管理候補者選定時においてより丁寧な検討を行い、市民に対する責任を果たすべきである。	非公募で指定管理候補者を選定する場合には、局公共施設等マネジメント推進委員会において、当該団体に管理を行わせることが最も合理的であるか十分な検討を行うこととし、次期指定管理候補者の選定時から履践する。
399	観光振興課	岡山城天守閣	指定管理候補者の選定	岡山市の文化振興を図っていく上で重要な拠点施設であるからこそ、従前の枠組みにとらわれることなく、公募型プロポーザル方式等によるサウンディング調査を実施し、広く民間のノウハウを募集することが望ましい。	次回指定管理候補者選定時から、意見を参考に、施設の特性に応じ、最適な方法で民間ノウハウの募集を行う。
400	観光振興課	岡山城天守閣	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。	次期指定管理候補者の選定時から、特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、候補者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について審議を行う。
401	観光振興課	岡山城天守閣	協定	管理業務仕様書において、備品(Ⅱ種)に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
402	観光振興課	岡山城天守閣	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
403	観光振興課	岡山城天守閣	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
404	観光振興課	岡山城天守閣	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
405	観光振興課	岡山城天守閣	協定	年間100万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
406	観光振興課	岡山城天守閣	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
407	観光振興課	岡山城天守閣	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要な確認作業を行うこととした。
408	観光振興課	岡山城天守閣	モニタリング	収支状況の確認に当たっては、適宜、帳票との照合を行うべきである。	令和3年度から適宜、帳票との照合を行っていくこととした。
409	観光振興課	烏城公園	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者から事業計画等についてヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらかじめ実質的な審議を行うべきである。	次期指定管理候補者の選定時から、特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、候補者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について審議を行う。
410	観光振興課	烏城公園	協定	管理業務仕様書において、備品(Ⅱ種)に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
411	観光振興課	烏城公園	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
412	観光振興課	烏城公園	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
413	観光振興課	烏城公園	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対処を行うこととした。
414	観光振興課	烏城公園	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対処を行うこととした。
415	観光振興課	烏城公園	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対処を行うこととした。
416	観光振興課	烏城公園	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新する。
417	観光振興課	備中足守まちなみ館	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者から事業計画等についてヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらかじめ実質的な審議を行うべきである。	次期指定管理候補者の選定時から、特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、候補者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について審議を行う。
418	観光振興課	備中足守まちなみ館	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	次期指定管理候補者の選定時における指定管理料上限額の検討においては、指定管理者の過去の収支状況を踏まえて適切な価格設定を検討するとともに、適正価格の見積を徴取する。
419	観光振興課	備中足守まちなみ館	協定	管理業務仕様書において、協定書が定める備品(Ⅱ種)の取扱いと整合する記載に改めるか、そもそも備品(Ⅱ種)の取扱いが予定されていないのであれば、協定書から備品(Ⅱ種)に関する規定を削除するべきである。	包括協定書と業務仕様書の備品(Ⅱ種)の取り扱いに関する記載が整合するよう改め、次期指定管理候補者の選定時から履践する。
420	観光振興課	備中足守まちなみ館	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
421	観光振興課	備中足守まちなみ館	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対処を行うこととした。
422	観光振興課	備中足守まちなみ館	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微と重大の区別をリスク分担表に明記されたい。	制度所管課と連携しつつ、次期指定管理時までには軽微と重大の区別について整理することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
423	観光振興課	備中足守まちなみ館	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
424	観光振興課	備中足守まちなみ館	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
425	観光振興課	備中足守まちなみ館	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
426	観光振興課	備中足守まちなみ館	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	保険内容の明記と保険の加入状況の確認について、マニュアルの記載例を参考に、募集要項の記載内容について整理し、次期指定管理候補者の選定時から履践することとした。
427	観光振興課	備中足守まちなみ館	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新する。
428	観光振興課	岡山市宮宝伝駐車場	指定管理候補者の選定	岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件充足性に関し、岡山市の政策目的との関係で現指定管理者が「最も合理的」であると評価すべき理由については、指定管理候補者選定時においてより丁寧な検討を行い、市民に対する説明責任を果たすべきである。	非公募で指定管理候補者を選定する場合には、局公共施設等マネジメント推進委員会において、当該団体に管理を行わせることが最も合理的であるか十分な検討を行うこととし、次期指定管理候補者の選定時から履践する。
429	観光振興課	岡山市宮宝伝駐車場	指定管理候補者の選定	岡山市管理規則第5条第1項各号の要件該当性については、あくまでも公募が原則であることを念頭に、推進委員会において厳格に判断されたい。	公募が原則であることを念頭に、推進委員会において厳格に判断することとし、次期指定管理候補者の選定時から履践する。
430	観光振興課	岡山市宮宝伝駐車場	協定	管理業務仕様書において、備品(Ⅱ種)に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
431	観光振興課	岡山市宮宝伝駐車場	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。



No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
432	観光振興課	岡山市宮宝伝駐車場	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
433	観光振興課	岡山市宮宝伝駐車場	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
434	観光振興課	岡山市宮宝伝駐車場	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
435	観光振興課	岡山市宮宝伝駐車場	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
436	観光振興課	岡山市宮宝伝駐車場	施設の管理運営	管理業務に関するマニュアルを整備することが望ましい。	管理業務に関するマニュアルを整備し、運用を行っている。
437	観光振興課	岡山市宮宝伝駐車場	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新する。
438	観光振興課	たけべ八幡温泉	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらかじめ実質的な審議を行うべきである。	次期指定管理候補者の選定時から、特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、候補者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について審議を行う。
439	観光振興課	たけべ八幡温泉	協定	管理業務仕様書において、備品(Ⅱ種)に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
440	観光振興課	たけべ八幡温泉	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
441	観光振興課	たけべ八幡温泉	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
442	観光振興課	たけべ八幡温泉	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
443	観光振興課	たけべ八幡温泉	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
444	観光振興課	たけべ八幡温泉	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
445	観光振興課	たけべ八幡温泉	協定	配湯に関する損害について、市及び指定管理者にリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	市及び指定管理者のリスク負担項目を整理することとした。
446	観光振興課	たけべ八幡温泉	協定	協定書第21条は、管理業務仕様書の内容と整合するように改められたい。	協定書第21条について管理業務仕様書の内容と整合するように改め、次期指定管理時から履践することとした。
447	観光振興課	たけべ八幡温泉	協定	必要な保険加入の場合は、保険証券の写しを届出させるなどして、付保範囲等について正確に確認すべきである。	保険証券の写しを提出させ、付保範囲等の確認を行った。
448	観光振興課	たけべ八幡温泉	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新する。
449	観光振興課	建部町観光物産案内所	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者から事業計画等についてヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらかじめ実質的な審議を行うべきである。	次期指定管理候補者の選定時から、特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、候補者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について審議を行う。
450	観光振興課	建部町観光物産案内所	協定	備品(Ⅱ種)の存在が想定されないのであれば、包括協定書から備品(Ⅱ種)に係る記載を削除し、包括協定書と業務仕様書の備品の取扱いに関する記載が整合するように改めるべきである。	包括協定書と業務仕様書の備品(Ⅱ種)の取り扱いに関する記載が整合するよう改め、次期指定管理候補者の選定時から履践する。
451	観光振興課	建部町観光物産案内所	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
452	観光振興課	建部町観光物産案内所	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
453	観光振興課	建部町観光物産案内所	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
454	観光振興課	建部町観光物産案内所	協定	年間10万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
455	観光振興課	建部町観光物産案内所	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
456	観光振興課	建部町観光物産案内所	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	保険内容の明記と保険の加入状況の確認について、マニュアルの記載例を参考に、募集要項の記載内容について整理し、次期指定管理候補者の選定時から履践することとした。
457	観光振興課	建部町観光物産案内所	自主事業	農産物受託販売事業について、自主事業計画書に明記させるよう改めるべきである。その際、販売手数料の料率についても明記させるべきである。	令和4年度から自主事業計画書に明記させるとともに、販売手数料の料率についても明記させることとした。
458	観光振興課	建部町観光物産案内所	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新する。
459	観光振興課	建部町観光物産案内所	モニタリング	施設所管課は、指定管理者から提出のあった収支報告書のうち、少なくとも事務処理負担金等、直ちに算定根拠が明らかでない費目については、算定根拠や裏付け資料の確認を行うべきである。	指定管理者に対して、令和3年度分から資料を提出させ、算定根拠や裏付け資料の確認を行うこととした。
460	観光振興課	足守プラザ	指定管理候補者の選定	見学会に参加したにもかかわらず、応募を見送った参加者にヒアリングするなどして、応募者が1社となった原因を究明し、応募者数を増やすための工夫に努められたい。	次期指定管理候補者の選定時から、応募者数を増やすため、より多くの情報を公募時に提供するように努める。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
461	観光振興課	足守プラザ	指定管理候補者の選定	指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し、可能な限り時間を確保する。
462	観光振興課	足守プラザ	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	次期指定管理候補者の選定時における指定管理料上限額の検討においては、指定管理者の過去の収支状況を踏まえて適切な価格設定を検討するとともに、適正価格の見積を徴取する。
463	観光振興課	足守プラザ	協定	管理業務仕様書において、備品(Ⅱ種)に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
464	観光振興課	足守プラザ	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
465	観光振興課	足守プラザ	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
466	観光振興課	足守プラザ	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
467	観光振興課	足守プラザ	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
468	観光振興課	足守プラザ	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
469	観光振興課	足守プラザ	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新する。
470	観光振興課	足守プラザ	個人情報保護と情報公開	指定管理者が「情報の公開について必要な措置」を講じているか否かにつき、定期的に確認・チェックされたい。	指定管理者は既に情報公開制度を設けており、そのルール及び運用等を定期的に確認・チェックすることとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
471	観光振興課	かながわSAKAGURA	指定管理候補者の選定	公募期間については十分な期間をとることが望ましい。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し、可能な限り時間を確保する。
472	観光振興課	かながわSAKAGURA	指定管理候補者の選定	見学会の参加者および応募者が1名であった原因を究明し、次期の募集手続において十分な改善策を講じられたい。	次期指定管理候補者の選定時から、応募者数を増やすため、より多くの情報を公募時に提供するように努める。
473	観光振興課	かながわSAKAGURA	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	次期指定管理候補者の選定時における指定管理料上限額の検討においては、指定管理者の過去の収支状況を踏まえて適切な価格設定を検討するとともに、適正価格の見積を徴取する。
474	観光振興課	かながわSAKAGURA	協定	管理業務仕様書において、備品(Ⅱ種)に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
475	観光振興課	かながわSAKAGURA	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
476	観光振興課	かながわSAKAGURA	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
477	観光振興課	かながわSAKAGURA	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
478	観光振興課	かながわSAKAGURA	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
479	観光振興課	かながわSAKAGURA	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
480	観光振興課	かながわSAKAGURA	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新する。
481	観光振興課	かながわSAKAGURA	モニタリング	施設所管課は、指定管理者に対し、毎期の指定管理業務や自主事業に特化した収支を報告させるよう指導すべきである。	令和3年度から、指定管理業務と自主事業に特化した収支を報告するよう指導を行った。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
482	プロモーション・MI CE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリ パーキング	指定管理候補者の選定	岡山市の管理規則第5条の第1項第3号の要件充足性に関し、岡山市の政策目的との関係で現指定管理者が「最も合理的」と評価すべき理由について、より丁寧な検討を行い、市民に対する説明責任を果たすべきである。	非公募で指定管理候補者を選定する場合には、局公共施設等マネジメント推進委員会において、当該団体に管理を行わせることが最も合理的であるか十分な検討を行うこととし、次期指定管理候補者の選定時から履践する。
483	プロモーション・MI CE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリ パーキング	指定管理候補者の選定	岡山市のコンベンション誘致における中心的施設の一つであるからこそ、従前の枠組みにとらわれることなく、公募型プロポーザル方式等によるサウンディング調査を実施し、広く民間のノウハウを募集することが望ましい。	次回指定管理候補者選定時から、意見を参考に、施設の特性に応じ、最適な方法で民間ノウハウの募集を行う。
484	プロモーション・MI CE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリ パーキング	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者から事業計画等に関するヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらかじめ実質的な審議を行うべきである。	次期指定管理候補者選定時から、特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、候補者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について審議を行う。
485	プロモーション・MI CE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリ パーキング	協定	指定管理者の収支を分析・検証し、協定書の指定管理に係る納付金額を決定するための基準につき見直しを含めた検討をされたい。	指定管理に係る納付金額を決定する際には、指定管理者の収支を分析・検証し、指定管理に係る納付金額を決定するための基準について検討を行うこととし、次期指定管理候補者の選定時から履践する。
486	プロモーション・MI CE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリ パーキング	協定	備品(Ⅱ種)の存在が想定されないのであれば、包括協定書から備品(Ⅱ種)に係る記載を削除し、包括協定書と業務仕様書の備品の取扱いに関する記載が整合するように改めるべきである。	包括協定書と業務仕様書の備品(Ⅱ種)の取り扱いに関する記載が整合するよう改め、次期指定管理候補者の選定時から履践する。
487	プロモーション・MI CE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリ パーキング	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については整理することとした。
488	プロモーション・MI CE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリ パーキング	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
489	プロモーション・MI CE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリ パーキング	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
490	プロモーション・MI CE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリ パーキング	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
491	プロモーション・MICE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリパーキング	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
492	プロモーション・MICE推進課	岡山コンベンションセンター及びママカリパーキング	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認すべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新する。
493	農林水産課	牧山クラインガルテン	指定管理候補者の選定	岡山市管理規則第5条の第1項第3号の要件充足性に関し、岡山市の政策目的との関係で現指定管理者が「最も合理的」と評価すべき理由については、指定管理候補者選定時においてより丁寧な検討を行い、市民に対する説明責任を果たすべきである。	非公募で指定管理候補者を選定する場合には、局公共施設等マネジメント推進委員会において、当該団体に管理を行わせることが最も合理的であるか十分な検討を行うこととし、次期指定管理候補者の選定時から履践する。
494	農林水産課	牧山クラインガルテン	指定管理候補者の選定	岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件充足性や指定管理者の適格性については、会議録に十分な記載を残すべきである。	指定管理候補者の指定管理者としての要件充足性や適格性に関する内容を会議録に記載することとし、次期指定管理候補者の選定時から履践する。
495	農林水産課	牧山クラインガルテン	協定	基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
496	農林水産課	牧山クラインガルテン	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
497	農林水産課	牧山クラインガルテン	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
498	農林水産課	牧山クラインガルテン	協定	年間60万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
499	農林水産課	牧山クラインガルテン	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
500	農林水産課	牧山クラインガルテン	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況、自主事業の実施状況を記載するよう、指定管理者に対して改善指導されたい。	事業報告書に情報開示の状況、自主事業の実施状況を記載するよう、指定管理者に対して改善指導し、令和3年度9月分の事業報告書から報告が始まった。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
501	農林水産課	岡山市御津下畑活性化センター	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、候補者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について実質的な審議を行うべきである。	次期指定管理者選定時には、非公募選定にあたり、特定の団体の選定を前提として検討するのではなく、ヒアリングを実施し、実質的な審議を行う。
502	農林水産課	岡山市御津下畑活性化センター	協定	長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、指定期間を原則どおり5年に設定されたい。	長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、次期選定時より指定期間を原則どおり5年に設定することとした。
503	農林水産課	岡山市御津下畑活性化センター	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
504	農林水産課	岡山市御津下畑活性化センター	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
505	農林水産課	岡山市御津下畑活性化センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
506	農林水産課	岡山市御津下畑活性化センター	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微・重大を区別する一定の基準を設けられたい。その際、指定管理者の負担については、年間の上限額などを設けることにより、リスクを明確化するよう努められたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
507	農林水産課	岡山市御津下畑活性化センター	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
508	農林水産課	岡山市御津下畑活性化センター	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	事業報告書に情報開示の状況を記載するよう指定管理者に求め、令和3年度上半期の事業報告書から報告が始まる予定。
509	農林水産課	岡山市御津下畑活性化センター	モニタリング	利用者アンケートは、常時実施する必要までではないと認められる場合であっても、定期的を実施されたい。	利用者アンケートを定期的を実施するよう、指定管理者に求めた。



No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
510	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	指定管理候補者の選定	特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらかじめ実質的な審議を行うべきである。	次期指定管理者選定時には、非公募選定にあたり、特定の団体の選定を前提として検討するのではなく、ヒアリングを実施し、実質的な審議を行う。
511	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	協定	長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、指定期間を原則どおり5年に設定されたい。	長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、次期選定時より指定期間を原則どおり5年に設定することとした。
512	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
513	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
514	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
515	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微・重大を区別する一定の基準を設けられたい。その際、指定管理者の負担については、年間の上限額などを設けることにより、リスクを明確化するよう努められたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
516	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
517	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	モニタリング	現地にて備品を確認し、備品(Ⅰ種)、備品(Ⅱ種)を区別した備品台帳を作成すべきである。そして、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品と台帳とを実際に照合させ、備品の有無を確認するべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、備品(Ⅰ種)、備品(Ⅱ種)を区別した備品台帳を作成し、施設所管課が必要に応じて備品の管理状況を現地確認することとした。
518	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	事業報告書に情報開示の状況を記載するよう指定管理者に求め、令和3年度上半期の事業報告書から報告が始まる予定。
519	農林水産課	岡山市御津星原資源利活用施設	モニタリング	利用者アンケートは、常時実施する必要までではないと認められる場合であっても、定期的を実施されたい。	利用者アンケートを定期的実施するよう、指定管理者に求めた。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
520	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	指定管理候補者の選定	説明会に参加したにもかかわらず、応募を見送った参加者にヒアリングするなどして、引き続き応募者数を増やすための工夫に努められたい。	次期指定管理候補者の選定時から、応募者数を増やすため、より多くの情報を公募時に提供するように努める。
521	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	指定管理候補者の選定	指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、できる限り長く設定すべきである。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し、可能な限り期間を確保する。
522	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	協定	長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、指定期間を原則どおり5年に設定されたい。	長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、次期選定時より指定期間を原則どおり5年に設定することとした。
523	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	協定	備品(特にⅡ種)の扱いに関して、協定書と管理業務仕様書の各記載の内容が整合するよう改めたい。	令和4年度の管理業務仕様書から備品一覧にⅠ種、Ⅱ種の区別を明示し、協定書との整合をとる。
524	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	協定	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品の管理状況を確認すべきである。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、施設所管課が必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新することとした。
525	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	協定	基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な整理を行うこととした。
526	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
527	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任について、協定書、リスク分担表及び管理業務仕様書の関係を整理した上、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課のマニュアル改定を踏まえて、必要な改正を行い、記載の内容について整理をすることとした。
528	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	協定	年間100万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
529	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
530	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課が行うマニュアルの改定の内容を踏まえて、必要な対応を行うこととした。
531	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	モニタリング	少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。	制度所管課のマニュアル改定の内容を踏まえて、必要に応じて備品の管理状況を現地確認し、適宜、備品台帳を更新する。
532	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	管理状況報告書に情報開示の状況を記載するよう指定管理者に求め、令和3年度8月分の管理状況報告書から報告が始まった。
533	農林水産課	岡山市サウスヴィレッジ	モニタリング	施設所管課は、実施された利用者アンケートの内容を必ず確認し、施設の管理運営の改善に活かすべきである。	利用者アンケートの内容を確認した。指定管理者にアンケート意見に対する対応の可否を検討するよう求めた。
534	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	施設管理の概要	施設の指定管理に関し、所管課と維持管理担当課が異なっており、また各区役所でそれぞれ同種事務が行われているため、部署間の連携が十分に図られるよう留意されたい。	施設所管課と維持管理担当課の部署間で適切なタイミングで担当者会議を行い、連携を十分に図ることとした。
535	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	施設管理の概要	グループ分けについては、現状を所与の前提として固定化するのではなく、適切に見直しを行われたい。	グループ分けについては現状のグループを前提として固定化することなく、適宜必要に応じて見直すことを再確認した。
536	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	施設管理の概要	事業報告書の書式、記載事項については、全グループにおいて統一書式での報告を求めるなど、わかりやすく、かつ遺漏無く事業報告ができるような工夫をすることが望ましい。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)までに事業報告書の書式の統一に向けて対応する。
537	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	指定管理候補者の選定	指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し、可能な限り期間を確保する。
538	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	指定管理候補者の選定	指定管理料上限額の決定にあたっては、管理に必要と考えられる経費総額を積算する方法で行うこととし、経費の増減額を適切に反映するようにされたい。	指定管理料の上限額の決定方法について、次回の指定管理者選定時(令和4年度末)までに検討し、経費の増減額を適切に反映させることとする。
539	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	指定管理候補者の選定	応募者数を増やす取組、工夫について十分に検討し、次回公募に備えられたい。	過年度の公募内容等について、指定管理業務への参入希望者が情報公開室でいつでも閲覧できることとした。また、担当者会議等においてアイデアを出し合う体制とした。
540	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	指定管理業務仕様書・協定(共通事項)	協定書において、管理業務仕様書の適用関係を明確に定められたい。また各書類の優先関係を定めておくことが望ましい。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)までに、書類間で齟齬や矛盾が生じないよう適正に対処する。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
541	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	指定管理業務仕様書・協定(共通事項)	使用料の徴収は、指定管理業務に位置付けるのではなく、管理業務仕様書に記載する場合は、指定管理業務とは別個独立の徴収委託契約により委託されている業務であることを明示すべきである。	制度所管課と連携しつつ、締結に向けて対処する。
542	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	指定管理業務仕様書・協定(共通事項)	備品に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を見直し、明確かつ整合的に定めるようにするべきである。	備品に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容について、明確かつ整合的になるよう、制度所管課と連携しつつ、適正に対処する。
543	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	指定管理業務仕様書・協定(共通事項)	募集要項の内容と協定書の内容との間に矛盾・抵触が生じることのないよう、十分注意されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については矛盾等生じないよう適正に対処する。
544	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場(共通事項)	指定管理業務仕様書・協定(共通事項)	リスク分担表は、指定管理者、あるいは指定管理者になろうとする者の予測可能性を高めるため、また実際にリスクが顕在化した際の解決のために重要な役割を果たすものであり、できる限り「協議」ではなく具体的、明確かつ詳細に記載されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表にて適正に対処する。
545	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	指定管理業務仕様書・協定	備品(Ⅱ種)に変更があった場合には、管理業務仕様書に記載すべきである。特に期間途中で備品(Ⅱ種)が増えた場合には、指定管理者との間で覚書等の締結を行うべきである。	維持管理担当課にて、締結に向けて対処する。指定管理者と協議の結果、指摘のあったLED照明はⅢ種として扱うこととした。
546	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	指定管理業務仕様書・協定	指定管理者が、指定管理期間をまたぐリース契約により備品(Ⅱ種)を調達することは避けることが望ましい。リース期間について事前相談ないし報告があった場合には、長くとも指定管理期間と同じにするよう指導助言するのが望ましい。	指定管理者に対し、指定管理期間をまたぐリース契約により備品(Ⅱ種)を調達することは避けるよう、維持管理担当課にて、指導助言する。
547	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	指定管理業務仕様書・協定	植栽管理業務に要する花の植替え費用については、その負担区分を管理業務仕様書に明記すべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に、花の植替え費用について管理業務仕様書に明記する案を作成し、担当者会議にも諮ることとした。
548	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	指定管理業務仕様書・協定	賠償責任保険に関する協定書と標準仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。	マニュアルを確認し、次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に、書類間で齟齬や矛盾が生じないよう適正に対処することとした。また、より具体的な内容については、担当者会議にも諮ることとした。
549	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	施設の管理運営	施設の修繕費の負担について、明確な合意がないまま管理業務仕様書の定めと異なる取扱いがされていないか確認の上、管理業務仕様書の定めと異なる取扱いがされているものについては、精算等適切に対処すべきである。また、精算ルール等について予め指定管理者との間で明確化しておくことが望ましい。	管理業務仕様書の定めどおりの取扱いを行うよう留意する。また、修繕費の算出については、適宜指定管理者と協議し、双方の合意の下、適切に算出することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
550	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	モニタリング	事業報告書において、施設ごとの管理に係る経費の収支状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和2年度の事業報告書から、施設ごとの管理に係る経費の収支状況を記載させることとした。
551	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和2年度の事業報告書から、情報開示の状況を記載させることとした。
552	交通政策課・道路港湾管理課	岡山市営天神町駐車場ほか6施設(グループ①)	その他(公の施設の点検票の誤記)	公の施設の点検票は、作成して終わりではなく、その後の活用が重要である。形式的なミスであっても、それが修正されずに残っていることで、信頼性を損ねることになりうるので注意されたい。	公の施設の点検票は、その趣旨に基づき活用しており、引き続き正確な資料の作成に努めることとした。
553	交通政策課・道路港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	指定管理業務仕様書・協定	管理業務仕様書の適用関係を明確にするため、あらためて変更協定書を締結すべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)までに仕様書等の適用関係を整理し、相互間の矛盾抵触は修正することとし、必要に応じて変更協定を交わすこととする。
554	交通政策課・道路港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	指定管理業務仕様書・協定	業務内容を変更する場合(特に指定管理料の減額を伴う場合)には、指定管理者の立場を尊重した慎重かつ丁寧な対応をされたい。業務内容の変更に伴い変更協定書を作成する場合には、管理業務の変更内容を具体的に記載すべきである。	維持管理担当課にて、引き続き慎重かつ丁寧な対応をし、今後変更協定書を作成する場合はより具体的に記載することを徹底することを再確認した。
555	交通政策課・道路港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	指定管理業務仕様書・協定	費用負担に関する条項の適用関係を整理されたい。また、条項相互間の矛盾抵触は修正する必要がある。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)までに、条項の適用関係を整理し、条項相互間の矛盾抵触は修正することとした。また、より具体的な内容については、担当者会議にも諮ることとした。
556	交通政策課・道路港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	指定管理業務仕様書・協定	賠償責任保険に関する協定書、標準仕様書、施設ごとの業務仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。	マニュアルを確認し、次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に、書類間で齟齬や矛盾が生じないよう適正に対処することとした。また、より具体的な内容については、担当者会議にも諮ることとした。
557	交通政策課・道路港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	指定管理業務仕様書・協定	管理業務仕様書中、岡山市は業務に関して発生した事故により作業員が受けた損害について一切の責任を負わないものとする旨の条項は削除すべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に当該条項は削除することとした。
558	交通政策課・道路港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	指定管理業務仕様書・協定	業務管理仕様書中、仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならないとする条項は削除すべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に当該条項は削除することとした。
559	交通政策課・道路港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	モニタリング	事業報告書において、施設ごとの管理に係る経費の収支状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和2年度の事業報告書から、施設ごとの管理に係る経費の収支状況を記載させることとした。
560	交通政策課・道路港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和2年度の事業報告書から、情報開示の状況を記載させることとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
561	交通政策課・道路 港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	モニタリング	岡山駅東口地下自転車等駐輪場、岡山駅東口地下レンタサイクル駐輪場の利用状況の報告において、駐輪場の利用状況とレンタサイクルの利用状況は分けて記載を求めているのが望ましい。	維持管理担当課にて、令和2年度の事業報告書から、岡山駅東口地下自転車等駐輪場、岡山駅東口地下レンタサイクル駐輪場の利用状況を分けて記載させることとした。
562	交通政策課・道路 港湾管理課	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設(グループ②)	その他(公の施設の点検票の誤記)	公の施設の点検票は、作成して終わりではなく、その後の活用が重要である。	公の施設の点検票は、その趣旨に基づき活用しており、引き続き正確な資料の作成に努めることとした。
563	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設(グループ③)	指定管理業務仕様書・協定	備品(Ⅱ種)については、管理業務仕様書に記載するべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に、管理業務仕様書に備品(Ⅱ種)に記載することとし、担当者会議にも諮ることとした。
564	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設(グループ③)	指定管理業務仕様書・協定	賠償責任保険に関する協定書と標準仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。	マニュアルを確認し、次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に、書類間で齟齬や矛盾が生じないよう適正に対処することとした。また、より具体的な内容については、担当者会議にも諮ることとした。
565	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設(グループ③)	指定管理業務仕様書・協定	業務管理仕様書中、岡山市は業務に関して発生した事故により作業員が受けた損害について一切の責任を負わないものとする旨の条項は削除すべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に当該条項は削除することとした。
566	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設(グループ③)	指定管理業務仕様書・協定	業務管理仕様書中、仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならないとする条項は削除すべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に当該条項は削除することとした。
567	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設(グループ③)	指定管理業務仕様書・協定	使用料徴収委託に関する告示については遺漏無きようにされたい。	使用料徴収委託に関する告示について、維持管理担当課にて対応し、今後は遺漏無きよう留意する。
568	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設(グループ③)	モニタリング	事業報告書において、施設ごとの管理に係る経費の収支状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に、適切に対処することとした。
569	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設(グループ③)	モニタリング	事業報告書において、管理費用の支出の内訳を詳細に記載するよう指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和3年度末の事業報告書より対処することとした。
570	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設(グループ③)	モニタリング	事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和3年度末の事業報告書より対処することとした。
571	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設(グループ③)	モニタリング	指定管理者からの報告について、ジャーナル等の裏付け資料の提出を求めて、施設所管課において照合を行うべきである。	維持管理担当課にて、令和3年度末の事業報告書より対処することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
572	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐 車場ほか4施設(グ ループ③)	モニタリング	施設所管課は、指定管理者が協定書及び管理業務仕様書に定められた損害保険に加入しているか否か、加入している場合の内容等について、保険証書の写しの提出を求めるなどして確認されたい。	維持管理担当課にて、対応。令和3年9月24日付で保険証書の写しにより内容を確認した。
573	交通政策課・道路 港湾管理課	高島駅前自転車等駐 車場ほか4施設(グ ループ③)	モニタリング	利用者アンケートは、常時実施する必要までではないと認められる場合であっても、定期的実施されたい。	令和3年度以降、指定管理者が実施することとした。
574	交通政策課・道路 港湾管理課	西大寺駅前自転車等 駐車場ほか6施設(グ ループ④)	指定管理業務仕様書・協 定	標準仕様書の適用があるのであれば、包括協定書に添付するべきである。	維持管理担当課にて、標準仕様書を包括協定書に添付するよう改めた。
575	交通政策課・道路 港湾管理課	西大寺駅前自転車等 駐車場ほか6施設(グ ループ④)	指定管理業務仕様書・協 定	賠償責任保険に関する協定書と標準仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。	マニュアルを確認し、次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に、書類間で齟齬や矛盾が生じないよう適正に対処することとした。また、より具体的な内容については、担当者会議にも諮ることとした。
576	交通政策課・道路 港湾管理課	西大寺駅前自転車等 駐車場ほか6施設(グ ループ④)	指定管理業務仕様書・協 定	業務管理仕様書中、岡山市は業務に関して発生した事故により作業員が受けた損害について一切の責任を負わないものとする旨の条項は削除すべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に当該条項は削除することとした。
577	交通政策課・道路 港湾管理課	西大寺駅前自転車等 駐車場ほか6施設(グ ループ④)	指定管理業務仕様書・協 定	業務管理仕様書中、仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならないとする条項は削除すべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に当該条項は削除することとした。
578	交通政策課・道路 港湾管理課	西大寺駅前自転車等 駐車場ほか6施設(グ ループ④)	モニタリング	事業報告書において、施設ごとの管理に係る経費の収支状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)までに検討し、適切に対処する。
579	交通政策課・道路 港湾管理課	西大寺駅前自転車等 駐車場ほか6施設(グ ループ④)	モニタリング	施設所管課は、指定管理者が協定書及び管理業務仕様書に定められた損害保険に加入しているか否か、加入している場合の内容等について、保険証書の写しの提出を求めるなどして確認されたい。	維持管理担当課にて、令和3年1月29日付で保険証書の写しにより内容を確認した。
580	交通政策課・道路 港湾管理課	妹尾駅前自転車等駐 車場ほか2施設(グ ループ⑤)	指定管理業務仕様書・協 定	備品(Ⅱ種)については、管理業務仕様書に記載するべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に、管理業務仕様書に備品(Ⅱ種)を記載することとし、担当者会議にも諮ることとした。
581	交通政策課・道路 港湾管理課	妹尾駅前自転車等駐 車場ほか2施設(グ ループ⑤)	指定管理業務仕様書・協 定	賠償責任保険に関する協定書と標準仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。	マニュアルを確認し、次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に、書類間で齟齬や矛盾が生じないよう適正に対処することとした。また、より具体的な内容については、担当者会議にも諮ることとした。
582	交通政策課・道路 港湾管理課	妹尾駅前自転車等駐 車場ほか2施設(グ ループ⑤)	指定管理業務仕様書・協 定	業務管理仕様書中、仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならないとする条項は削除すべきである。	次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に当該条項は削除することとした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
583	交通政策課・道路港湾管理課	妹尾駅前自転車等駐車場ほか2施設(グループ⑤)	モニタリング	事業報告書において、管理費用の支出の内訳を詳細に記載するよう指定管理者に求めるべきである。	維持管理担当課にて、令和2年度の事業報告書から、収支の内訳を記載するよう指定管理者に求め、対応を完了した。
584	交通政策課・道路港湾管理課	妹尾駅前自転車等駐車場ほか2施設(グループ⑤)	モニタリング	施設所管課は、指定管理者が協定書及び管理業務仕様書に定められた損害保険に加入しているか否か、加入している場合の内容等について、保険証書の写しの提出を求めるなどして確認されたい。	維持管理担当課にて、保険証書の写しにより内容を確認した。
585	交通政策課・道路港湾管理課	妹尾駅前自転車等駐車場ほか2施設(グループ⑤)	モニタリング	利用者アンケートを実施した場合には、施設所管課においても結果を分析の上、モニタリングに生かすようにされたい。	指定管理者が行う利用者アンケートの分析結果の内容について、維持管理担当課においても改めて検証し、今後の施設運営に活かすこととした。
586	庭園都市推進課	浦安総合公園ほか7施設	指定管理候補者の選定	岡山市の管理規則第5条の第1項第3号の要件充足性に関し、岡山市の政策目的との関係で現指定管理者が「最も合理的」と評価すべき理由について、より丁寧な検討を行い、市民に対する説明責任を果たすべきである。	政策目的との関係性と現指定管理者を非公募選定する妥当性について、より広く理解が得られるように対処することとした。
587	庭園都市推進課	浦安総合公園ほか7施設	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、過去の実績を中心に検討するのではなく、統一的な考え方に基づいて、あるいは一般的な市場価格に基づいて積算された金額について、本施設の個別的な事情に応じて修正する方法が望ましい。	指定管理料の上限額について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いを踏まえ、次回選定時には、より適正な方法で積算することとした。
588	庭園都市推進課	浦安総合公園ほか7施設	指定管理候補者の選定	推進委員会における公の施設の点検の審議にあたっては、実質的な検討が必要である。	マネジメント推進委員会における公の施設の点検の議事について、局主管課と連携し、より実質的な検討・質疑となるよう審議を行うこととする。
589	庭園都市推進課	浦安総合公園ほか7施設	協定	10万円以上の修繕費の負担者につき、共通仕様書とリスク分担表で齟齬が生じているので、緊急修繕・計画的な修繕を含め、負担者及び金額等の基準を整理すべきである。また、緊急修理が重なった場合等、指定管理者に過度な負担を課することにもなりかねないので、留意が必要である。	共通仕様書とリスク分担表で齟齬が生じている点については、指定管理者と協議のうえ、齟齬を解消するよう修正をした。緊急修理も含め、費用負担はその都度協議を行うこととした。
590	庭園都市推進課	浦安総合公園ほか7施設	協定	賠償責任保険に関する包括協定書と共通仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。	指定管理者と協議のうえ、齟齬を解消するよう仕様書を修正した。具体的な保険内容については、次回募集時に明記することとした。
591	庭園都市推進課	浦安総合公園ほか7施設	施設の管理運営	「物品台帳」に記載されている備品(Ⅰ種)については、指定期間の開始に際して、岡山市と指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、少なくとも年1回は施設所管課も立ち会って「物品台帳」との照合作業を行い、必要に応じてその内容を更新すべきである。	備品(Ⅰ種)について、維持管理担当課と連携し、指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、「物品台帳」との照合作業を行い、必要に応じてその内容を更新する。
592	庭園都市推進課	浦安総合公園ほか7施設	施設の管理運営	備品(Ⅱ種)が設定されていないのであれば、包括協定書のⅡ種に関する定めは削除されるべきである。	令和3年度以降の新協定書から備品(Ⅱ種)に関する定めは削除した。



No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
593	庭園都市推進課	浦安総合公園ほか7施設	自主事業	施設において行われる緑化推進事業につき、指定管理業務、自主事業、いずれでもない事業の位置付けを明確化・整理されたい。	指定管理者と事業の位置付けについて協議のうえ、指定管理業務、自主事業、いずれでもない事業の位置付けを明確化し、事業報告書への反映のさせ方を整理することとした。
594	庭園都市推進課	浦安総合公園ほか7施設	モニタリング	事業報告書の記載事項に漏れ等がないよう、指定管理者に求めるべきである。	事業報告書の記載事項に漏れ等がないよう、指定管理者を指導した。
595	庭園都市推進課	たけべの森公園	指定管理候補者の選定	指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
596	庭園都市推進課	たけべの森公園	指定管理候補者の選定	公募に対する応募者が1名であった原因を究明し、次期の募集手続において十分な改善策を講じられたい。	公募に対する応募者が1名であった原因を究明し、次期の募集手続において十分な改善策を講じることとした。
597	庭園都市推進課	たけべの森公園	協定	賠償責任保険に関する包括協定書と共通仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。	指定管理者と協議のうえ、齟齬を解消するよう仕様書を修正した。具体的な保険内容については、次回募集時に明記することとした。
598	庭園都市推進課	たけべの森公園	施設の管理運営	「備品台帳」に記載されている備品（Ⅰ種）については、指定期間開始に際して、岡山市と指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、少なくとも年1回は施設所管課も立ち会って「備品台帳」との照合作業を行い、必要に応じてその内容を更新すべきである。	備品（Ⅰ種）について、維持管理担当課と連携し、指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、「物品台帳」との照合作業を行い、必要に応じてその内容を更新する。
599	庭園都市推進課	たけべの森公園	施設の管理運営	管理業務仕様書において、備品（Ⅱ種）に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容については区分を明確にし、仕様書と協定書が整合するよう適正に対処することとした。
600	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	指定管理候補者の選定	指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
601	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	指定管理候補者の選定	今後も公の施設として維持し、指定管理者による管理を継続するのであれば、公募に対する応募者が1名であった原因を究明し、次期の募集手続において十分な改善策を講じられたい。	公募に対する応募者が1名であった原因を究明し、次期の募集手続において十分な改善策を講じることとした。
602	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	協定	10万円以上の修繕費の負担者につき、共通仕様書とリスク分担表で齟齬が生じているので、負担者及び金額等の基準を整理すべきである。	指定管理者と協議のうえ、齟齬を解消するよう修正をした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
603	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	協定	賠償責任保険に関する包括協定書と共通仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。	指定管理者と協議のうえ、齟齬を解消するよう修正した。具体的な保険内容については、次回募集時に明記することとした。
604	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	施設の管理運営	「物品台帳」に記載されている備品（Ⅰ種）については、指定期間開始に際して、岡山市と指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、少なくとも年1回は施設所管課も立ち会って「物品台帳」との照合作業を行い、必要に応じてその内容を更新すべきである。	備品（Ⅰ種）について、維持管理担当課と連携し、指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、「物品台帳」との照合作業を行い、必要に応じてその内容を更新する。
605	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	施設の管理運営	備品に関する取扱いについて、Ⅱ種とⅢ種の区別・特定を行われたい。また協定書と管理業務仕様書の内容が整合するように記載されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載内容については区分を明確にし、仕様書と協定書が整合するよう適正に対処することとした。
606	庭園都市推進課	なださきレークサイドパーク	モニタリング	利用者アンケートを定期的を実施するよう指定管理者に求めるべきである。	利用者アンケートを定期的を実施するよう指定管理者に指導を行った。
607	住宅課	岡山市営住宅、岡山市営改良住宅及び岡山市特定公共賃貸住宅	指定管理の概要	公の施設の点検及び利用状況等の把握において、特定公共賃貸住宅については独立して実施すべきである。	施設の範囲の見直しを行い、次回の指定管理者選定時（令和4年度末）に適切に対処することとした。
608	住宅課	岡山市営住宅、岡山市営改良住宅及び岡山市特定公共賃貸住宅	指定管理の概要	対象の施設の範囲については、現状を所与として固定化するのではなく、適切に見直しを行われたい。	施設の範囲の見直しを行い、次回の指定管理者選定時（令和4年度末）に適切に対処することとした。
609	住宅課	岡山市営住宅、岡山市営改良住宅及び岡山市特定公共賃貸住宅	指定管理候補者の選定	指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。	次回の指定管理者選定時（令和4年度末）までに検討し、可能な限り期間を確保できよう適切に対処する。
610	住宅課	岡山市営住宅、岡山市営改良住宅及び岡山市特定公共賃貸住宅	指定管理候補者の選定	指定管理料上限額の積算にあたっては指定管理者における一般管理費（間接経費）の考慮が必要である。	指定管理料の上限額について、次回の指定管理者選定時（令和4年度末）までに積算方法を検討し、指定管理者における一般管理費（間接経費）を考慮することとする。
611	住宅課	岡山市営住宅、岡山市営改良住宅及び岡山市特定公共賃貸住宅	指定管理業務仕様書・協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	募集要項等の見直しを行い、次回の指定管理者選定時（令和4年度末）に適切に対処することとした。
612	住宅課	岡山市営住宅、岡山市営改良住宅及び岡山市特定公共賃貸住宅	モニタリング	事業報告書において、自主事業の支出を指定管理業務の支出と区別して記載するよう、指定管理者に求めるべきである。	自主事業の支出と指定管理業務の支出を明確に区別して事業報告書へ記載させるなどの適切な対応を行うこととした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
613	住宅課	岡山市営住宅、岡山市営改良住宅及び岡山市特定公共賃貸住宅	個人情報保護・情報公開	指定管理者における個人情報保護体制については、今後も十分留意し、個人情報の適切な管理体制を講じていることを応募要件に加えることなどを検討されたい。	個人情報保護管理体制に関する応募条件の見直しを行い、次回の指定管理者選定時(令和4年度末)に適切に対処することとした。

岡 教 企 第 2 8 4 号  
令和 3 年 1 1 月 2 4 日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- |              |      |
|--------------|------|
| ・令和元年度包括外部監査 | 1 項目 |
|--------------|------|

以上

## 令和元年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	就学課	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	岡山市教育情報セキュリティポリシーの位置づけが曖昧である。	「岡山市教育情報セキュリティポリシー」については、「岡山市情報セキュリティポリシー」の適用範囲との区別化及びクラウド利用におけるセキュリティ対策基準の追加のため、改定を行い、令和3年2月、岡山市立学校に通知した。

岡 教 企 第 2 8 6 号  
令和 3 年 1 1 月 2 4 日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・令和 2 年度包括外部監査	29 項目
----------------	-------

以上

## 令和2年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
1	生涯学習課	西川アイプラザ	施設の管理運営	指定管理者が使用料の減免に関し行い得る事務の範囲及び内容につき、法的観点を踏まえて検討し、整理されたい。	使用料を減免できる理由について市が明確な判断基準を示し、この基準に該当する限りにおいて指定管理者が事務手続きを代行することにつき委託を受けたものとして整理するとともに、協定書及び管理業務仕様書に減免に関する取扱いを記載することとした。
2	生涯学習課	西川アイプラザ	施設の管理運営	西川アイプラザ使用料の減免規則所定の減免事由について、指定管理者が容易に対応可能な体制を整備されたい。	使用料の減免について、指定管理者が明確に判断できるよう基準を整備し、西川アイプラザ使用料の減免規則の記載内容に反映することとした。
3	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	現指定管理者との間で、使用料徴収委託契約を締結されたい。	制度所管課と連携しつつ、締結に向けて対処する。

# 令和2年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和3年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	生涯学習課	西川アイプラザ	指定管理候補者の選定	公募期間については新規参加者が充実した事業計画を立案するために十分な期間をとるべきである。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
2	生涯学習課	西川アイプラザ	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	指定管理料の上限額について、制度所管課が示すマニュアルの取扱いを踏まえ、より適正な方法で積算することとした。
3	生涯学習課	西川アイプラザ	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。	本施設では協定書雛形における「備品(Ⅱ種)」の設定はないため、令和3年度からの業務に係る協定締結の際に、関係する記述を削除して、明確にした。
4	生涯学習課	西川アイプラザ	協定	本施設において備品(Ⅱ種)の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。	本施設では協定書雛形における「備品(Ⅱ種)」の設定はないため、令和3年度からの業務に係る協定締結の際に、関係する記述を削除した。
5	生涯学習課	西川アイプラザ	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については整理することとした。
6	生涯学習課	西川アイプラザ	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
7	生涯学習課	西川アイプラザ	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
8	生涯学習課	西川アイプラザ	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
9	生涯学習課	西川アイプラザ	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
10	生涯学習課	西川アイプラザ	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容及び加入した保険内容を確認するための保険証券等の提出について、令和3年度からの業務に係る協定締結時に仕様書に明記する対応を行った。



No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
11	生涯学習課	西川アイプラザ	モニタリング	指定管理者に対し、事業報告書に「情報開示に関する事項」について記載するよう改善指導されたい。	指定管理者に対し、事業報告書に「情報開示に関する事項」について記載するよう改善指導を行った。
12	中央図書館	岡山市立中央図書館	指定管理候補者の選定	公募期間については新規参入者が充実した事業計画を立案するために十分な期間をとるべきである。	制度所管課と連携し、選定委員会及び議会の日程を考慮し可能な限り期間を確保する。
13	中央図書館	岡山市立中央図書館	指定管理候補者の選定	指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。	令和2年度の公募時には、参考見積を聴取するなど一般的な市場価格を調査した上で、適正な指定管理料の上限額の積算を行った。
14	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	指定管理者に対して使用料徴収を委託した旨の告示を遺漏なきように徹底されたい。	指定管理者に対して使用料徴収を委託した旨の告示を遺漏なく徹底する。(令和3年度実施済。)
15	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容については整理することとした。
16	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処することとした。
17	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表及び協定書で適正に対処する。
18	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	リスク分担表と管理業務仕様書の「施設の修繕に関する事項」の記載を整合するように改められたい。	令和2年度の公募時には、修繕の負担区分の記載を「1件につき5万円」と統一した。
19	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
20	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	本施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、総額規制を導入した上で、修繕責任負担額の基準額の見直しを検討すべきである。	総額規制については制度所管課と連携し、修繕責任負担額の基準額については、公募の都度、施設の状態を考慮して設定の適正化を図ることとした。
21	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。	制度所管課と連携しつつ、記載の内容についてはリスク分担表で適正に対処する。
22	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。	本施設では協定書雛形における「備品(Ⅱ種)」の設定はないため、令和2年度の協定締結の際に、関係する記述を削除して、明確にした。

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
23	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	本施設において備品(Ⅱ種)の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。	本施設では協定書雛型における「備品(Ⅱ種)」の設定はないため、令和2年度の協定締結の際に、関係する記述を削除、整理した。
24	中央図書館	岡山市立中央図書館	協定	募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。	令和2年度の協定締結の際に、仕様書の「保険に関する事項」に付保証明書を提出させることを追記した。
25	中央図書館	岡山市立中央図書館	モニタリング	施設所管課において、事業報告書に「情報開示に関する事項」を記載するよう改善指導されたい。	令和2年度の事業報告書において、「情報開示に関する事項」を記載させた。
26	中央図書館	岡山市立中央図書館	モニタリング	利用者アンケートは、常時実施する必要までではないと認められる場合であっても、定期的実施されたい。	現在中央図書館が実施しているアンケートにおいて、施設及び設備の維持管理に関する利用者の意見については指定管理者が対応しているが、今後はより一層役割分担を明確にした上でアンケートを実施することとした。